1

洞門における「説戒」について

洞門における「説戒」について

——附録『丘宗潭老師「説戒」』翻刻資料-

菅原研州

、はじめに

宗・浄土宗の式法などは参照されるべきものである。でも今回扱う行法と近似した「説戒」は行われており、特に天台の歴史的意義や行法、あるいは思想的内容などについて多角的にの歴史的意義や行法、あるいは思想的内容などについて多角的に本論は、曹洞宗の「授戒会」で行われる「説戒」について、そ本論は、曹洞宗の「授戒会」で行われる「説戒」について、そ

となっている。しかし、人権的問題を有する文脈を批判的に読み有の文脈の関係で、現代的視点では多くの人権的問題を含む内容た。予め申し上げておくと、時代的な制約や、「説戒」自体に固た。予め申し上げておくと、時代的な制約や、「説戒」自体に固の様子について可能な限り、明らかにしておきたい。

ても提言したいと思っている。込むことで、再発の防止と、これからの「説戒」のあり方につい

二、「説戒」の歴史的意義

える。

「説戒」という言葉だが、後述するように、中国や日本の中世見まで用いられていた意味と、それ以降に用いられていた意味は頃まで用いられていた意味と、それ以降に用いられていた意味は頃まで用いられていた意味と、それ以降に用いられていた意味は頃まで用いられていた意味と、それ以降に用いられていた意味は頃まで用いられていた意味は

宝治元年、寛元五年〈丁未〉正月十五日之布薩の時、開山和は、「布薩」作法を受容した日本の曹洞宗でも導入された。文を読誦することを「説戒」と呼んでいるのである。この方法つまり、「布薩」においては和尚(戒師)が大衆のために、戒

る、奇瑞が起きたことを記している。行法は知られないが、おそ行われた「布薩」の時に、開山和尚(道元禅師)が説戒したとこ道元禅師(一二○○~五三)に係る伝記の一つだが、永平寺でて、半時斗あり。

また、行法的な内容であれば、瑩山紹瑾禅師(一二六四~一三

らくは戒文を読誦したものと思われる。

五 にも記録が確認される。

唄 畢りて焼香の人、 唱えて云く 焼香す。 維那、 槌を鳴らすこと一下し

戒香定香解脱香 光明雲台遍法界

供養十方無量仏 見聞普薫証菩提

偈畢りて槌を鳴らすこと二下す。 維那著座す。

此の時 和尚、 説戒す。

説戒畢りて、 梵音の人、唱えて云く

処世界如虚空 心清浄超於彼 稽首礼無上尊 (3)

最古の写本である「禅林寺本」では、 いるため、『梵網経』下巻の一節を読誦したものと推定される。 いて、江戸延宝年間開版本では、敢えて「菩薩戒布薩式」として 尚 に収録された「菩薩戒布薩式」であるが、式中に所定の箇所で和 これ (住持) は が 『瑩山清規』(一三二四年成立)の江戸延宝年間開版本 「説戒」する様子が理解出来よう。 布薩について「作法) なお、本式につ 別紙

る。 鎌倉時代であれば、 本論で扱いたいのは、 授戒時における「戒の解説」を含んだ「説戒」であ 浄土宗の法然上人(一一三三~一二一 右のような布薩時における説戒で 意義への見解は、

"梵網戒本口訣』 (『曹全』

「禅戒」所収)がある

行の洞門においても参照されるべき「布薩説戒」の作法や歴史的 に有り」のように示し、その全容は収録されていない。また、

面山瑞方禅師(一六八三~一七六九)による

 $\ddot{}$ に 「説戒」があったと伝わる。

の功力にこたへて(以下略)上西門院にして、上人、七日説戒し給ひけるに……七日受戒

門院説戒時虵生天事」からの引用だが、 実施されていたと認識されていた。 について検証は困難なようだが、 料を受けつつ考えても、 おける「説戒」として理解出来る文脈となっている。 これは、一三一二年に成立した『法然上人伝記』中の「於上西 法然上人の 少なくとも一四世紀初頭には 「受戒時の説戒」の実施方法 あくまでも一受戒」 他の伝記資

三一頁下段~五三二頁上段)。しかし、それ以上のことはよく分 あると推測される(『菊隠和尚下語』、 五〇四年旧暦九月)に在家信者へ授戒した時に説戒した可能性が 寺などに住した菊隠瑞潭禅師(一四四七~一五二五?) からない。 「説戒の分」と称する記録があり、 また、やや下って室町期となるが、 内容からは永正元年菊月(一 曹洞宗の通幻派で丹波永澤 『曹洞宗全書』「語録一」五 には、

が ところで、 注目される。 「説戒」 に関連して、 洞門では 「講戒」 との関

現

聊か略作法存す、 ものは、 講戒と受戒、其の儀別なり。 や大僧菩薩の戒相、 講戒の流なり。 而も受授の儀を示すなり。(6) 之を明かす者多からず。 而も菩薩戒儀式、 之を詳にする者少し。 伝授の者稀なり 今の撰する所の 何に況ん

道元禅師が嘉禎三年 (一二三七) 四月一五日に興聖寺にて記さ 洞門における「説戒」について

ず、 り、 尾には、 これも後の「受戒の説戒」 り、 時の講戒 薩戒法師の所に於いて、 0 れた『出家略作法』の跋文に、 教授師からの戒相の開示が『教授戒文』として残されたが、 また、『仏祖正伝菩薩戒作法』中には、「教授の文有り」とあ 近世以降のような丁寧な それへの更なる を示したことが理解出来、 『梵網経』を引用して「十重禁戒」の内容を開示するも (説戒) が行われたことを想起させる。 [解説] 菩薩清浄大戒を聴受す」とあって、 といえる程の丁寧さではない。 「説戒」であったかどうかは分から 以上のように記し、戒相を明かす は行われた様子が見えない。 また、 同作法中に「先受の菩 同作法の本文末 つま 受戒

解の相違である。 これは、 也。 で、 て、 て、 61 合は沙弥を経ずに菩薩僧にするという違いがあるために起きた見 その後菩薩僧にするという流れで授戒をしているが、 菩薩戒の訣を説き聞かしむるはずを、 について議論され、 一七六六)との間で、『出家略作法 えない。 江戸時代には、 先ほど述べた『出家略作法』中の作法に準拠している。一方 説戒受戒一度に成ずるなり。これを講戒の流と謂ふ」とし 或問ハ専用ノ義トオモヘリ、 逆水師は 面山師の場合は、 「按ルニ講戒ノ流ヒト、 学僧である面山師と逆水洞流禅師(一六八四 残念ながら、 面山師は「これは沙弥に授戒せしむる前に 出家希望者を一度、 「講戒 大ナルチガヒ也」と反論した。ヒト、永祖ノ日玉フハ不用ノ意 (得度略作法)』中の 直に十重の文を読み聞 の本質に触れる内容とは 沙弥にしてから、 逆水師の場 「講戒 せ

> の点を残しているため、これ以上論じることが困難である。 行ったこともあったと分かるが、 頼による「臨時設斎」時にも檀那の希望に応じて、 せたこともあった。 忌などに併修し、 また、 瑩山禅師 場合によっては他山の長老などを拝請して行わ 『洞谷記』には 更には、 『瑩山清規』 これらはともに、 「講戒略式」が収録され からは、 行法面で不明 在家信者の依 「講戒」を 祖師

「説戒」行法の確立について

て、確認しておきたい。 改めて、授戒時の「説戒」という行法が確立された意義に

つい

に依て、且く戒さばきとは申すなり。ぜざるなり。半月の布薩を説戒と云ふ故、其の名にまぎるゝぜざるなり。半月の布薩を説戒と云ふ故、其の名にまぎるゝ

意味した。
意味した。
意味した。
意味した。
意味した。
意味した。
意味した。
意味が異なることを
一説戒」といえば多くは、菩薩戒の授戒に伴う説教・法話を
お、「説戒」といえば多くは、菩薩戒を談ずることを 「説戒」と
れは、浄土宗の敬首上人が一七三三年に著した 『瓔珞和上説

さて、以下には行法の確立について見ておきたい。

段階では記録的にもこれ以上知見を深めることは困難である。が、授戒会作法との関連など問題の多くが不明であり、また、現既に中世室町期の菊隠師に「説戒」があった可能性を指摘した。

が残らず、行法面では不明な点を残す(授戒会終了時に戒師 薩戒作法』)に従った「登壇授戒」あるいは 行った「完戒」の説法や法語は記録されている)。 道白禅師 については、月舟師自身にも、 戒会作法とは、 六九六)によって再興されたことは、 は近世に入り、 よって、近世以降を参照すべきだが、 まずはその通りだったのだろう。なお、月舟師が再興した授 授与」等を指すようである。そして、本論の課題である説戒 (一六三六~一七一五) にも、 大乗寺に伝わる作法書(具体的には『仏祖正伝菩 加賀大乗寺二六世・月舟宗胡禅師(一六一八~一 あるいは法嗣で同寺二七世・卍山 門弟達の多くが主張してお 洞門の授戒会 「説戒録」としての記録 「授戒を経た (禅戒会) が

している。
している。
している。
はの門下である大乗寺三三世・智灯照玄禅師(一六六五~一七三の門下である大乗寺三三世・智灯照玄禅師(一六六五~一七三の門下である大乗寺三三世・智灯照玄禅師(一六六五か一七三

- 戒師の尊意によるべし。 「出りの関示尸羅法に、方丈外に出るには随従す〈もし血脈なが、の関示尸羅法に、方丈外に出るには随従す〈もし血脈なが、の関示尸羅法に、方丈外に出るには随従す〈もし血脈な
- 別して欠くべからず。戒弟にも説戒あることを報じ、大小用・午時しばらくあ(り)て説戒を始む。今日は初日なるゆゑ、

背にす。 口 宣 す。 べき義と、 集り、椅子に近前して胡跪す。 等せさしめ、 説戒には睡魔を除き、 戒師に白し、 前に卓袱を設け、 をよび戒会中の意地等の理致の、 法鼓三下す。これをきいて、 次に中央を少し避けて椅子を安ず。 寂静信心にして、 上に華炉燭を備ふ。 直壇は大衆の集り了を見て 難値の大法を拝聴す 戒弟・合山の大衆 よく知れる様に 時 但し壇上を 到て侍者

当りて、師前の卓を前の方に倚す。戒師位を下て壇前に揖し 戒師上殿するとき、大衆起立す。 て帰る〈総じて戒師の出入のとき、侍者先に門簾等を揚ぐ〉。 戒了て手磬を打す。戒弟徐々として起立し三拝す。 べし。戒師へ茶或は湯を進む。 し深揖す。 べからず。若し放逸昏睡の人あらば、 て黙然す。説戒の中は、 の人、このとき手磬を打す。大衆展坐具三拝、 に倚す。このとき戒頭すすみて揖香し、 次に倚上に跗坐す。 まずは 七日加行の中で、「午時 「説戒」について、「戒師」から特に承 別して内外寂静にして、言語往来す もとも直壇寮にて用意す。説 侍者等はその前卓を倚子の 戒師壇前に焼香三拝 直壇それ親切に警覚す (いわゆる正午)」から 自位にかへる。 具上に跗坐し この時に 直壇 \$

持軌範』「授戒会作法」)に至るまで、ほぼ共有されている。なけるべきことと、七日加行の中で、「午時(いわゆる正午)」からけるべきことと、七日加行の中で、「午時(いわゆる正午)」から上離の上殿から説戒中の前後についての作法の詳細も以上から理解しばらくの時間を置いてから行ったことなどが分かる。また、戒上記三節から、まずは「説戒」について、「戒師」から特に承上記三節から、まずは「説戒」について、「戒師」から特に承

洞門における「説戒」について

ことに注目される。 ようについては注意する場合が見られるため、 め お か、 慣 授戒会加行中の一大事として捉えていたのだろう。 あるいは昼食後であったためか、 〔れない加行で疲れていた戒弟(授戒会の参加者)もいたた しかし、 後の作法書でも、 「睡魔」 説戒時の心の持ち 戒師から への注意がある の説戒

みを習ひて、 誦 然るに今の戒会を察するに、法儀繁多にして、却て戒相を読 解説するに暇ま無に似り。 経の本意思はざるべけんや。 心開意解の義なきに因て、 受者もまた徒にその法儀の 諸戒の本文を不会も

れ ることが分かる。 受戒の意義などが正しく理解されていないことに苦言を呈してい て来た施主からの供養なども行われることがあった。 指摘だが、授戒会の加行中は特に仏祖への礼拝が非常に多く行わ について提唱した『永平丈室夜話菩薩戒儀』「受戒師範」 法儀繁多」となって、 右は永平寺四〇世・大虚喝玄禅師(?~一七三六)が菩薩戒儀 更には、 大勢の僧侶が荷担して行う授戒会中に、 戒相を読誦・解説する時間が得られず、 その結果 特に依頼し 項での

機会に戒師を勤められたことが知られるが 度である。 n には極めて少ない。 な また、説戒そのものは、 四 一衆を対象とした説戒録は、 『年譜』 また、 に一六回の戒師を勤めたと記録される 明治期以降の曹洞宗の両大本山貫首は、 二七 聴衆の中に筆録者がいなければ記録さ 回の戒師を勤めたとされる總持寺独 『若州永福和尚説戒』 説戒録まで残った事 が残る程 多くの 面 Ш 師

> 戒略説』 四世・ ろである。 どに収蔵されている可能性があるため、 る程度である。 石川素童禅師 が提唱録である『夜明簾』に収録されて、 無論、 (一八四二~一九二〇) まだ世に出ていない説戒録が各地の寺院な 資料調査が俟たれるとこ にも、 説戒録は 容易に見られ 仏

四 説戒 を行う役職について

行ったのは 作法では、 既に前項で、 「戒師」であることを確認した。 以下のように指示している 指月師 『開戒会焼香侍者指揮』から、「説戒」を しかしながら、

の

帰₍₁₅ 寮⁽¹⁵ して説教を行うこともある)。説戒終わって、 戒師は説戒を行う(あるいは随行長又は説戒師、 せしめる。 戒師は自ら礼仏を挙唱し、 下座、 直壇は戒弟に これを敷演 三拝して

別に拝請されて実施されることが多いように側聞 ζ) ところで、 る「随行長」が行うことや、 説戒は 「戒師」 近世の記録を見ると、 が行うことを基本としつつも、 昨今では、 以下のように指摘しているこ 右の通り「説戒師 戒師に随行して してい が

(第三日) 飯後歎仏一座了て、 戒の戒頭一人宛、 止 受者を少し坐睡せしむべし。 始めに請拝、 戒師の説戒あり。 終て謝拝在て如法なり。 説戒の時には、 予め礼仏を 伝戒・受

ともある。

(第四日) 飯後説戒 昨日の如 但し教授師 他山の尊宿

る。 はないことになる。 ような老僧であれば、 の通りだが、 のだが、説戒を行う師家は、三日目の場合には戒師であって基本 授戒会作法と評価出来る『授戒会侍者曁直壇指南』を引用したも 右は、 つまり、 か隠居方ならば、 成立や来歴などに不明な点は残すものの、近世後期頃 特定の 四日目の場合には教授師が他山の尊宿か隠居をした 「説戒師」のみを拝請して行っているわけで このような人を請して行うべきだとしてい 今日ごろ請して説戒あるべし。

性を指摘しておきたい この辺は、「説戒」に必要な知見の有無なども考慮された可能

者有之哉ニ相聞右ハ一宗ノ隆汚ニ關シ不容易儀ニ付今後戒師 犯ノ説教ヲモ解シ得サル輩猥ニ自ラ戒師ト爲リ間々傍嘲ヲ受 近頃僻陬ノ僧侶動モスレハ戒體戒相ノ如何ヲモ辨セス開遮持 ハ品行徳望ハ勿論学識兼備宗門傳戒ノ根柢ヲ了スル者ニ非レ 、叨ニ戒師ト稱シ授戒法會施行不相成候(ヷ)

ある。 周辺で、 とが想定され、 代からの引き続きで、 務当局に問題視されていたことが理解出来る。 五)の布達では、 方で戒師の能力的な問題が取り沙汰され、 治時代の洞門は、 長老たる人に説戒を依頼した可能性があるということで それを回避するために、 必要な説戒が出来ない事例が発生しており、 現場では様々な問題がある説戒もあったこ 近世同様に授戒会が実施されていたが、一 授戒会を行う当該寺院の 右の明治八年(一八七 転ずれば、江戸時 宗

五 「説戒」の内容について

しては、 を前に説かれ、更には刊行されることで広く影響力を得た文献と 江戸時代に行われた実際の説戒録といえば、『曹全』 『続曹全』 「禅戒」巻に複数が収録されているが、中でも実際の戒弟四衆 以下の二本を挙げるべきであろう。

0)

面山瑞方禅師 宝暦二年(一七五二)但馬大用寺での説戒録。 『若州永福和尚説戒

宝曆九年刊

- 雲欞泰禅禅師 『戒会落草談 行。 この時の戒弟は六〇〇人余
- (一九〇九) に『授戒説教』と改題して高田道見師が刊行。 この時の戒弟は二〇〇〇人とも。 享和四年(一八〇四)志摩常安寺での説戒録。 明治四二年

葉を収録したものとして評価可能である。 両著ともに、漢字仮名交じり文で書かれており、 説戒当日 の言

べきであろう。 そこで、説戒を行う理由については、 以下の一節が参照される

次第二戒法ヲ説キ聞カシメテ、心開意解シタラン上ニテ、戒 戒ヲ受シムルハ非法ト誡メラル、 ガ ヲ授ヨト見ヘタレバ、受戒ノ前ニ、 コノ説戒ノコトハ、梵網經ノ中ニ、新學ノ菩薩ノ爲ニ、一一 如法ナリ、 ハ非法ト誡ラレ、 梵網經ニモ、 亦 一切ノ經律モ解セル許現シテ、人ニ 戒律、 ノ因縁ヲ解セズシテ、 故ニソノ戒師タルモノハ、 先ヅ説戒シテ聞カシムル 戒師ト

洞門における「説戒」について

先學大乘威儀戒律 佛勅ニ叶フ様ニ義味ヲ開解スルコトハ、 廣開解義味トアレドモ、 愚僧ノゴトキ 及ビモナキ

門ではこの辺を、 られるようになった。 本来は伝戒の場面で用いられるべき『教授戒文』も、説戒に用 仏勅に叶う解説が出来るわけではないとする。その意味では、 る条件についても、 て実施していたことが理解出来よう。 右は『若州永福和尚説戒』 の根拠として、 「室内」の教育に任せていったように思われ、 『梵網経 「先学大乗威儀戒律」こそ叶ったとしても に依ったが、 「第四十摂化漏失戒」などを参照し (E) 特にこの一節は、 この一 節からは、 戒師とな 説 洞 4

は、 文に沿った丁寧な内容となっている。 に転用することを批判していた面山師 ただし、『仏祖正伝菩薩戒作法』に因む行法を、 『教授戒文』を「説戒」に使う様子は見られない。更には、 の戒の解説についても、 説話を多用せずに、 (『若州永福和尚説戒』) 『梵網経』の本 四衆の授戒会

身 細 いつつも、 その点、 に説かれ過ぎて、 自分の話が長いことを自覚していた 多数の説話を入れており、 雲欞師の『戒会落草談』は、 実体的に捉えられる場合もある。 その結果、 経文に基づい 因果論などが詳 た解説を用 雲欞師自

中中七日位ヒノ説戒デ、 ナケレドモ、 先ヅアラマシ肝要ノ処バカリヲ拈デハナシマ 甚深ノ戒相ガ説キ盡サレルコトデハ

> 成している。ただし、それを戒弟に話す場合には、 被差別者に置き換わった場合もある 葉へと変えて用いているが、 中国の話題を引用し、 てしまっている。『戒会落草談』では、 基本は、 捉えられるべき文脈も複数存在している。 東海地域で複数回の戒師を勤め、 も考えられる。そのため、 う戒弟を集めた。 しかし、 これも過度に強調された結果、 因果応報譚である。 雲欞師は戒師として強い人気があったためか、 それは、 更には日本の各地域の説話も採り入れて構 身近に感じられる説戒であったためと 現代的な観点では、 その際に特定の用語が当時 いわゆる善因善果・悪因悪果である その度毎に数百から数千人とい 特に後者が脅迫的言動となっ 漢語の仏典からインド・ 説戒に見られる説話の 人権的問題として 当時の話し言 の日本の 近畿・

が、

じる差別感情に接近し、差別を助長した可能性もあるのである。 分かりやすいということは、 それだけ当時の聞き手の人々に通

六 附録『丘宗潭老師 「説戒」

出資料である『丘宗潭老師 は以下の通りである。 本論には、 近代の授戒会 「説戒」 「説戒」』を附録した。書誌情報など の様子を見ていくために、

- 冊数 <u>一</u> 册
- 料紙 楮紙
- 大きさ 縦 25 cm ×横17·4

cm

装丁 袋綴

題目 外題 戒師 丘宗潭老師 説戒

内題 説戒

侍

枚数 題 一 丁

本文 五五丁 五四丁とするが、 (各紙表側左上に記載された丁数は 一部に重複が見られ、 実

際には五五丁である

跋 丁

行字数 毎葉10行 **毎行24字**

書写年 大正三年一〇月三〇日 (同年一一 月二三日に修

訂

筆記者 澤木興道 (蘆垣閑人)

所蔵者 菅原研州

ある。 年 されている。 (令和) て拝請された時の説戒録である。 寺 八六〇~一九二一)が、まだ伊豆修禅寺の住持だった頃の大正三 (一九一四)四月一~七日の日程で、 本資料は、 (現在の地名では静岡県静岡市駿河区小坂に所在)に戒師とし なお、 二年) に百回忌を迎える丘師への鑽仰を目的としたためで 近代の代表的な宗師家の一人である丘宗潭老師 この時に同寺では結制安居も行われ、 本書跋文では、 戒弟の数は七○○人であったと記録 本書を翻刻した理由は、 駿河国安倍郡長田村安養 丘師は西堂も 今年 $\widehat{}$

る澤木興道老師(一八八〇~一九六五)であり、 筆記者は、 この前年から丘師に従うようになったとされ 本資料はその直

勤められた。

ため、 署名され、 たとされるが、その行動と署名が一致することが分かる。 地に所在しているとされる成福寺に入り、 は丘師の下を離れ、奈良県法隆寺に近い空寺で蘆(葦)垣宮の跡 その通り拝受していたのだが、本文末尾に「蘆垣閑人」とあった 筆記録である。澤木師は同法要において、 (戒師侍者) 澤木師本人であると確定した。 丘師の門下で興道といえば澤木師のことであるから、 を兼任している。 本文冒頭に「戒侍興道筆記」 この結制安居の後、 西侍 坐禅三昧の毎日であっ (西堂侍者) と戒 ٤

か自信が無い様子が窺える。 て困難な中での記述であったことを述懐され、十分な内容である なお、 澤木師の跋文によれば、 本書の筆録作業については極め

内容から、本書とは近似した文脈も多いと判断出来る。 が説かれるため、 時処などは不明である 1/2 が刊行されているが、岸澤師がしばしば拝聴した丘師の説戒につ 九五五) て、 以下には、 また、丘師については、既に門人の岸澤惟安老師(一八六五~ 「その一時の筆記を整理」したものであるとされ の編集に係る『霞丘老漢説戒』(鴻盟社・昭和八年) 本書を通して得られる知見などをまとめておきた まだ修禅寺の住持の頃か)。 (同書三八頁に奥伊豆の小さな事件のこと 推定される時期や 説戒の

①本書の構成

61

下のような構成となっている。 本書は七日間の説戒を、その日ごとにまとめたものであり、

以

二日目第二席 懺悔(省略) 三帰戒

日目第

一席

挨拶

三日目第三席 三聚浄戒

四日目第四席 十重禁戒

第一不殺生戒 第二不偸盗戒

第三不貪婬戒 (前編)

第五席 此時教授戒文読誦

第三不貪婬戒 (後編) 第四不妄語戒

第五不酤酒戒

戒法之大意〈登檀心得〉

六日目第六席 第六不説過戒 第七不自讃毀他戒

第八不慳法財戒

第九不瞋恚戒 第十不謗三宝戒 (略述)

七日目第七席 受戒功徳ニ付テ

られたためか、「第十不謗三宝戒」は略されてしまった。また、の説戒であるが、正授戒が行われる六日目に間に合うように進め以上である。洞門授戒会で戒弟に授与される十六条戒について

自宅に戻った後の生活を注意しつつ、懺悔についても述べられ「受戒功徳ニ付テ」を示す中で、戒を受けた戒弟が、それぞれのみ説示した別の役がいたことが想起される。ただし、第七席の

「懺悔」についても、他の方に任せて提唱されないため、

②丘師自身に係る事績

た。

洞門における「説戒」について

ば ていた様子が分かる。なお、 買いに行った話が出ているが、その前から熱田近辺を生活圏とし 『霞丘老漢説戒』「序」では、 の名称が瑞穂村とされるため、その地の出身であったとすれ 丘師の出身地について、一般的には尾張国 「熱田附近」という述懐も該当するといえよう。 一部には 「瑞穂村」と出ていることもあるが、 沙弥だった頃の丘師が熱田に豆腐を 現在の名古屋市瑞穂区中心部の明治 (愛知県西部) 岸澤師の 本書では 出身

と類似した逸話であるといえよう。
ために、母親が自ら魚肉断ちをして仏に祈ったという。瑩山禅師ために、母親が自ら魚肉断ちをして仏に祈ったという。瑩山禅師ために、母親が自ら魚肉断ちをして仏に祈ったとが懐されている(五一丁表)。そして、それを抑える十重禁戒の「第九不瞋恚戒」への説示で、丘師自身が癇癪持ち

を紹介している。

(一八八○)がら飛騨にいた話(一八丁表)と、二四歳(一八八三八八○)がら飛騨にいた話(一八丁表)と、二四歳(一八八三年)頃に美濃妙應寺にいたこと(二五丁表)や、明治一三年(一年)頃に美濃妙應時にいたこと(二五丁表)や、明治一三年(一年)の時には小田原の海話について、二○歳(一八七九年)の時には小田原の海話について、二○歳(一八七九年)の時にはいる。

③周囲の洞門僧について

丘師が随身として仕えた西有穆山禅師(一八二一~一九一〇)

懺悔の

ける「家内安全の陀羅尼」に関する逸話(五二丁表)を紹介され際の『血脈』に関わる話(四○丁裏)と、「第九不瞋恚戒」にお東郡長泉町に所在)に五○歳くらいの頃、戒師として来訪されたに係る行実を二点示している。一つは、如来寺(現在の静岡県駿

ている。

同伴させたことなどを示している(三六丁裏)。同伴させたことなどを示している(三六丁裏)。師に参随していた岸澤師についても、大分県の邪馬渓や羅漢寺にまた、西有師門下としては兄弟弟子的だったが、実質的には丘

④本書における戒思想的特徴

のであり、 行われている。これは、 るべきものだが、 を行う前に ころで、 ていると、 祖正伝禅戒鈔』を改訂して開板しているが、それが説戒に影響し 師は大正元年に、 日目第五席に『教授戒文』が読誦されるまでは提唱に引用され 通して『教授戒文』を基本に提唱しているが、本書の場合には五 その上で、 まず、本書は、 それ以降は各戒の解説を締め括るように引用されている。 通常の授戒会では、 教授道場ではなかったと見るべきなのだろう。 岸澤師は 「教授道場」 思想的な特徴について、 今回の説戒では、 懇切丁寧な平話として示しておられ 江戸期の学僧・ 『霞丘老漢説戒』 を行い、 丘師が提唱に用いるために読誦されたも 六日目の夕刻以降に、 そこで『教授戒文』が読誦され 万仭道坦禅師の編集に係る 五日目に『教授戒文』読誦が 『霞丘老漢説戒』では全編 「序」で指摘している。 「正授道場」 仏 ٤ 丘

戒弟が、 ることを促している。 ニ付テ」で言及された際には、 完全に肯定されている 授戒会の戒弟に何度も就き、 満散を迎えて帰宅した後の生活法について、 その際の懺悔は (二丁裏)。 『血脈』を重ねて受けることは 「懺悔・三帰戒」を繰り返し唱 一方で、 「懺悔文」 一度授戒会に就いた 読誦であり、 「受戒功徳 三 え

> 帰戒は とも出来よう。 る。 戒弟に強く三宝帰依を行うように求めていることが分かる。 クリット 箇所の提唱を通して、 つまり、 「僧那法 ・語の samnaha の音写で、 帰依の心の堅固なる様子を示す言葉であり、 (着鎧法)」であるとしている。 「第十不謗三宝戒」 意訳すれば の補完をしたと見るこ 「被甲・ 僧那 はサンス 鎧 丘師は とな

前に、 録の『霞丘老漢説戒』 たもので、 持が困難な立場・ 丁表以降) あ むものであるが、 れる可能性をも許すことで、 ただし、 らが戒を守る時間・空間・状況などに制限を加えることをいう。 開し、当人に可能な限りの護持を目指すことである。 を立てることであり、 が、「随方戒」「頓誓漸修」といった語句は用いられてい を示されたが、それを更に深めたものといえる。 三丁表)を説くことで、 「頓誓漸修」 また、 る種の規範性を持たせたともいえよう。 戒弟自ら「能く持つ」と唱えて、 これらは場合によっては戒弟自身の自侭に制限を加えら 五日目の「戒法之大意 で、 既に四日目の「不殺生戒」への説示で「随方戒」 の意味は、 「頓誓漸修」を示している。 丘師は 職種の人においても、 その一時の誓いを通して、「漸修」へと展 にも、 「頓誓」 持戒の方法に限定性を適用される可能性 「慈悲」 戒の限定的な護持には触れられる⁽³²⁾ 戒 が授戒会における正授戒で戒師を 〈登檀心得〉」 を基準に護持することを説く。 の本旨が失われる危険性を含 堅固に護持しようと誓い 護持できる可能性を開 なお、 これは、 に因む提唱 なお、岸澤師筆 「頓誓漸修」 特に戒の つまり、 (四 二 の 自

洞門における「説戒」について

典拠は、青丘太賢『梵網経古迹記』巻下である。

⑤本書に見える人権的問題

本論附録を御覧になる方への注意喚起としておきたい。的と思われる言動となってしまうこともあった。以下に列挙し、四界論も実体的な様相を呈し、現代的な観点では差別的・脅迫理解を促すために、丘師は多くの説話を引用されたが、そのため繰り返しになるが、本書の提唱は平話である。そこで、戒弟の

※「悪しき業論」関連

「悪しき業論」として否定された観念である。 「五丁表~八丁表」までの範囲となるが、既に曹洞宗ではる。「五丁表~八丁表」までの範囲となるが、既に曹洞宗では果、現世において様々な苦悩を受けているという様子を示され

に扱った場合(二一丁裏~二二丁表)と廃仏毀釈の際に仏像などるため、注意喚起しておきたい。本書では、亡き人の位牌を粗末的な因果論が散見される。特に「三時業」の観念でいえば「順現的な因果論が散見される。特に「三時業」の観念でいえば「順現のない、現実における具体的な行為が、現実に報いるという実体

て三悪道を輪廻するといった指摘(二六丁裏)が見られる。て三悪道を輪廻するといった指摘(二七丁裏)も脅迫的に受け取られる可能性がある。同じく「順次生受業」に当たると思めれるが、「殺生ヲスレバ地獄ニ落ル」(二四丁裏)としつつ、その事例に美濃妙應寺の開山由来などを引用している(二五丁表~の事例に美濃妙應寺の開山由来などを引用している。また、殺生をを焼いた事例(二二丁表~裏)などを示している。また、殺生をを焼いた事例(二二丁表~裏)などを示している。また、殺生を

天理教への信仰を引き合いに出しつつ※特定の事象への差別的言動

下理教への信仰を引き合いに出しつつ信者を批判する言動が見 天理教への信仰を引き合いったような言動が見られる (一○丁表)。天理教やキリスト教(耶蘇教)への対抗意 (一○丁表)。天理教やキリスト教(耶蘇教)への対抗意 (一○丁表)。

「不妄語戒」の説示について、「身分ノ底イ者」(三三丁表)が性が許容される現代では、差別的だと採られる可能性がある。男は男、女は女といった言動(二九丁表)が見られ、性的多様

これを犯すといった差別的言動が見られる。

としているが、これらは民族差別を含む言動である。う言動を用い、具体的な事例として「朝鮮ヤ支那」(三四丁表)「不妄語戒」の説示において、国王の言動により国が滅ぶとい

丁表)が、職業差別に該当する可能性がある。として新聞記者を挙げ、その非難を行っている(四四丁裏~四五「不説過戒」の説示において、社会において他者批判を行う者

※差別

テ」 (四五丁裏) である 表)・「狂フテ」(三九丁表)・「クルワナイ」(四三丁裏)・「クルウ 連する用語を列挙することで注意喚起しておきたい。「狂ンタ」 を指す場合もある。ただし、 常を発していることを指す場合もあれば、 (一〇丁表)・「気狂ノ羊」(一三丁裏)・「気チガフ」(三七丁裏)・ 「狂気」(三八丁表・三八丁裏)・「自分ノ心ヲ狂ハセヌ」 (三八丁 狂 を頻繁に用いている。 本論ではその文脈を判別せずに、 なお、 意味としては、 仏道の道理に暗いこと 精神的に異 関

四四丁表)などの差別語が見られる。文脈を丁寧に見ていくと、 丁裏・二一丁裏)・「盲目ノ婆々」(一八丁表)・「鬼ノ様ナ人」(二 して不適切と見なし、 差別をするために用いたわけではない場合も見られるが、 四丁表)・「施餓鬼」(二六丁表)・「馬鹿」(二八丁表・二九丁表・ 他にも、「学ノ無イ人々」(一〇丁裏)・「支那」(八丁裏・一二 注意喚起するものである。 用語と

七

たことである。 何故このようなスタイルになったのかの理由を、 あるいは主張されていた内容を確認した。 本論では、 洞門における「説戒」について、成立経緯や行法 しかし、残る課題は 説明出来なかっ

通り、 そもそも、「説戒」を行う理由については、 人々が受戒するに及んで、 その内容を正しく理解して貰う 面 山師が指摘した

> ことで、 かし、 きれい事だけでは済まされないことは、 ただけに、非常に残念ではある。 修」など、実際の実践的な場面では、 についても、 しても分かってはいるが、今回翻刻した『丘宗潭老師 に繋がる場合もあった。民衆に最も近いところでの説教だけに、 それが行き過ぎたために、 円滑な授戒を行うことを目的としていたはずである。 本文の扱いには呉々も御注意願いたい。 脅迫や差別と思えるような言動 有効と思える内容も見られ 他の説教の事例をもって 「説戒」」 「頓誓漸

である。 に示される方法を模索する必要があるといえよう。 因善果」の方はよく示すとしても、「悪因悪果」の方は控え気味 いこともあると思う。現代に見合った方法で、 現代の説戒では、 しかし、それがために、 人権的問題に配慮するなどして、 訓誡という点では 訓誡的内容が適切 内容も やや響かな

註記

- <u>1</u> 『大正蔵』巻四〇・三四頁
- 2 『曹全』 「史伝(下)」 二七頁上段
- 『曹全』 「宗源(下)」 四五四頁上段
- 4 3 尾崎正善「翻刻・禅林寺本『瑩山清規』」、 『宗学研究所紀要』七
- 『浄土宗全書』一七巻・一一二頁下段

5

九九四年

- $\widehat{6}$ 『全集』巻六・二〇八頁
- 7 『全集』巻六・二〇八百

- (8) 『得度或問』、『曹全』「禅戒」一九四頁上段
- (9) 『得度或問辨儀章』第一、『続曹全』「禅戒」一六八頁上~下段
- (1) 『続浄土宗全書』第九巻・一四一頁上段
- (11) 『開戒会焼香侍者指揮』、『続曹全』「清規」四七三頁上段
- (12) 『開戒会焼香侍者指揮』、『続曹全』「清規」四七六頁上段
- (1) 『開戒会焼香侍者指揮』、『続曹全』「清規」四七六頁上~下段
- 下段 「永平丈室夜話菩薩戒儀」「受戒師範」項、『曹全』「禅戒」二三二頁
- (15) 「授戒会作法」、『昭和修訂曹洞宗行持軌範』二八五頁
- (16)『授戒会侍者曁直壇指南』、『曹全』「清規」七九五頁下段~七九六頁
- 年分」五一丁表(17) 「明治八年布達第二六号」、『曹洞宗両本山布達全書』「明治五~一一
- (18) 『若州永福和尚説戒』巻上、『曹全』「禅戒」一四二頁下段
- (19) 『梵網経』、『大正蔵』巻二四・一○○八頁b~c
- (20) 『戒会落草談』、『曹全』「禅戒」六一三頁上段
- 編「澤木興道墨蹟展」(二〇一四年)パンフレットなどを参照した。(31) 澤木師の行実については、駒澤大学禅文化歴史博物館大学史資料室
- 『霞丘老漢説戒』五一~五三頁、他。

22

- なっているが、持戒の部分的省略を指すという点で共通している。わゆる「分受戒」についての指摘であり、厳密には丘師の用法と異(3)『大正蔵』巻四○・七○○頁bに見える。なお、『古迹記』では、い
- (24) 『全集』巻一・一八四頁からの取意。
- 年)を参照されたい。 レット「宗教と差別7」『「悪しき業論」克服のために』(昭和六二(25) 「悪しき業論」については、曹洞宗人権擁護推進本部編のブック

参考文献

- には巻数・頁数のみで略記した。
- で引用箇所を略記した。
- 『続浄土宗全書』浄土宗宗書保存会
- ・『曹洞宗両本山布達全書』曹洞宗両大本山東京出張所・明治一一

年

曹洞宗宗務庁編『昭和修訂曹洞宗行持軌範』昭和六三年

附録『丘宗潭老師 「説戒」』翻刻資料

凡例

本資料は、筆者所持・澤木興道筆録『丘宗潭老師「説戒」』全編を翻刻 したものである

翻刻時の行数・字数などは原典に従った。

字体は概ね原典に従ったが、類似した字体で表現した場合もある。

原典は筆録者である澤木興道本人によって修訂されており、修訂の墨 書・朱書は全て反映させたが、墨・朱の指摘はしなかった。

また、筆録時の誤記が散見され、 気付いた限りは()で指摘した。

現代の人権重視の観点からは、 る差別に繋がらないよう、 数見られるが、当時の資料の再現を企図し、そのまま翻刻した。更な 取り扱いには呉々もご注意いただくことを 明らかな差別と思える文脈や用語が多

希望する。また、詳細は本論中の注意を参照されたい。

大正三年秋

説戒 第一席

1 オ

戒 師 宗潭老師

興道筆記

何レモ能ク御受戒ニ御出ニ成リマシタ大分遠方カラ御

デアリマシタ、大キナ御寺デモ澤山ノ人ダカラ随分不自 越ニ成夕方モ有ルソウダガ、今日ハ天気ガ好テ誠ニ結構

間一生五十年ト云フガ八十年生キテモ充分ハハ思ハヌ 由デモ有ウガ御心棒下サイ、七日ト云へバ長ヒ様ダガ人

夛クノ人ガ死トモ無イ思フガ夫レヨリ早ク生レテ来タ ノダカラ、マア、御受戒七日モ成ル丈ケ長生キスルガヨヒ イト思フガヨイ、夫レハ人間ニ生レ此南閻倍州ニ生レル何故カト云フト此ノ

表紙

戒師 丘宗潭老師

大正三年四月一日ヨリ七日間

於駿河国安倍郡長田村安養寺

印

壱棹清 風明月下

1 ウ

ハ猶更ラ有難ヒノデ仲々沢山ノ国ノ中デ日本ニ生レル

ノハ又タ~~難中ノ難デアリマス、然ルニ生レテ日本国ノ

ガワカラヌカラ死ダノリハドウデモ好イト云フハ間チガ ク生レテ来ル様ニセネバナラヌ、ソコデ人間ノ事ハワケ 人トナルハ誠ニ幸ヒ中ノ幸ヒデアル、 夫レデ人間ニ又々早

不知身

在水晶

鉄元稚子題 □鉄元

(辛坊の誤記)

洞門における「説戒」について

2 ウ 度モ御受戒ニ付ケタ人モアルダロウ、私力方々デ戒師ヲ 佛ガ此等凢夫ノ為メニ生ノ始メ死ノ終リ皈スル処ヲ教 2 オ 中デ最モ大切ナ事デ又皆様ニ取テモ一番大切ナ事デア 山付夕人デアツタ其ノ人ハ私ノ血脉丈ケデモ十五本持 勤メル中チニハ四十九返御受戒ニ就タト云ノカ一番沢 来ノ事ヲヨク~~教テ現在ノ都テヲ御教授セラル、ノデ ラナイ、ト御互ガ又復如是人間一生何ノ事トモ不知故ニ 知ラズ死ノ終ル処ヲ知ラズ、ト又タ涅槃圣ノ中ニ夫ヲ喩 驛デ休ムヤラワカラム、御経ノ中ニモ生ノ從来スル処ヲ 目デショウ、 デショウナ、ワケノワカラヌ事ヲ其ノ侭ニシテ置テハ駄 ニ御受戒ノ事ヲ御話シテ置コウ、 今日ハ夫レ~~遠方カラ御越シデ御疲レダロウカラ簡短 テ居ルト云フタ、何ン返デモ度ヒ重ナル程ヨロシイ ノ事ヲ教説ヲ聞テ、決定シテ置クノデアル、此ノ中ニハ幾 アル皆様モ御受戒ニ御就キニ成タノハ其ノ事ヲ諦メ其 ヘテヤリタイ為メニ佛出現セリトアリ、佛ハ過去現在未 人ノ問フアルモ何ヅコヨリ来ルトモ何処ニ到ルトモ知 ヘテ末世ノ凢夫ガ大道ニ「マゴツイテ」東西南北スルアリ ケワカラズノ暗ノ夜ヲ大膻ニモ放テ置クノハドウ云ヿ ヒデ、其ノワケノワカラヌ処ヲ心配セネバナラヌ、其ノワ 人間ノ一生ハ気車ニ乘ル様ナモノデ、何処ノ 此ノ御受戒ハ佛法ノ (汽の誤記 リマス 3 ウ 3 オ 鹿野先説是以衆生受戒入于僧破戒出僧在戒是僧退戒非僧 三曰戒諸佛立極之大門也故法身遮那華藏先説應化釈迦 戒ニ依テ身ヲ修メルト云フ事ガ太子様ノ釈氏憲法ト云 地獄餓ニ落ルノデアル、其ノ道理ガ、ワカラムカラ人ガ皆 地獄ヤ極楽ハ無イト云フガ、其ノ様ナ結構ナ人ハ日本中ニ 徳ガ無イカラデアル、此ノ世デ難義苦労スルモノハ受戒 生安樂ニ暮ス事ノ出来ヌハ何故カト云へバ此ノ持戒 受戒ハ今世後世ヲ安隠ナラシメルモノデアル、 心依戒理德依戒成無戒破戒沙門未化自何教人乎是費国 モノニ其ノ事ガ説テ、云ク ルノデ夫レニ付テ此ノ戒法ノ德ヲ重ネルノガ大切デア ト云ハレタ何デモ自分ノ心カラ造テ其ノ報ピヲ受ケテ居 ナ迷フ、ソレデ昔ノ人ノ歌ニ トスレバ別ニ製造ガ有ルノデ無イ皆ナ御互ガ自ラ造 ハ、メツタニ有リマセヌ地獄導ヤ餓鬼導ハ誰レガ造タカ 、徳ヲ積ヌカラデ未来三悪道ニ落チルノデ、 火ノ車造ル大工ハ無ケレドモ 日本デハ奈良朝ノ称武天皇ノ時カラ傳ツテ居ル 昔シ聖徳太子様ガ此ノ戒ニ依テ人ノ德ヲ養ヒ 巳ガ造リテ巳ガ乘リ行 近頃ノ人ハ 人間ガー (餓の下に鬼の脱字) (道の誤記) (穏の誤記) (聖の誤記)

愛知学院大学 教養部紀要 第67巻第3号

遊民王者放徒〈已上〉〈以上ハ興道私ニ引載ス説戒ニハ前ノ言丈ケアルノ

ミ後人見テアヤシムナカレ〉

其ノ根本ハ佛様が御涅槃ノタベニ一切ノ者ハ戒法ヲ守

ルガ大切デアル、凢夫ガ珠宝ヲ守ル如ク戒法ヲ大切ニセ

ヨト仰セラレタ夫レニ元トズイテ居ルノデアル、トカク

【4 オ】

戒法ガ無

に

ト人間

二生レル

コガ出来

ヌ又

天上

ニモ

勿論極

樂ニモ生レラレヌ戒法ノ德ハ人間ガ金銭ヲ大切ニスル

如クセネバナラヌ、御釋迦様御在世ノ中ニ辺鄙ノ処カラ

佛様ノ御膝元へ説法ヲ聽聞ニ参ル途中、幾晩モ~~宿泊シ

テ道中シタ処ガ其ノ途中人家モ無キ山中デ水ガ飲ミタ

ク咸テ飲マネバ死ヌ程苦ク咸夕処ガ水ノ中ニ澤山虫ガ

(感の誤記

居ルノデ飲メバ佛様ノ御誡メニ虫ノ居ル水ヲ呑ムナト

仰セラレル教ニソムク、処ガ両人ガ一人ハ喩へ教へニソ

ムヒテモ飲メバ命ガアル、サスレバ佛ノ教ニ値ヘルト云

ヒ一人ハドウシテモ呑マヌト云テ争フタガ一人ハ呑き

4 ウ

一人ハ其侭死デシモウタ、呑ムダ人ハ佛様ノ御許ニ着イ

夕処ガ死ムタ人ハ天人ト成テ先キニ佛様ニ御膝元デ説

法聽聞シテ居ル、其ノ中佛ニ具ニ其ヿヲ申上タ処ガ佛ガ

仰セラル、ニハ汝ハ痴人也、水ヲ飲マズニ死ダ人ハ汝ヨ

ト云フノデアル、佛様ハ我佛身トハ汝ノ目ニ見ヘル丈ケリ先キニ佛ノ御元トニ達シ飲ムダ人ハ十日後ニ着シタ

蒔キデアル、

此ノ受戒ハ明イ処へ出ル法ヲ勤メルノデア

ルノデアル仲々大切ナヿデアルカラ七日ノ御勤メヲ充ハ受戒デ御血脉ヲ頂イタラ之レハ佛様ノ御身躰ヲ受ケデハ無イゾヨ法是レ佛身デアルゾト法句圣ニアル、皆様

5 オ

分ナサルガヨロシイ

○阿含経ト云御経ノ中ニ暗キヨリ暗キニ入ルト暗キヨリ

明キニ出ルト、

明キヨリ暗キニ入ルト、

明ヨリ明ニ移ルト

ノ四通リノ人ノコガ説テアル、此ノ中沢山ノ人ハ皆ナ此

四通リノ中ノ人デアリマス皆様ハ此ノ中ドノ人ダナ、

一ニ明イ処トハ人間ノ身ハ佛ニモ神ニモ成レル猫ヤ獵

構ナ身デアル皆様ハドチラカ、次ニ暗イ処ト云ト地獄ノガ神ヤ様ニナレルモノデナイ、然ラハ此ノ身躰ハ明イ結

ラ迎ヒガ来テモ行ク気ノ無ヒ者ハ行カヌ地獄へモ皆々

勝手ニ行クノデアル、ソレデ此ノ明ヒ身ヲ暗イ処へ落サ

5 ウ

ケルノハ明ヒ身ガ明ヒ処へ更ニ極楽ト云処へ生レル種カラ地獄へ八寒地獄カラ八췆地獄ト、アチラコチラニ苦ムヿデアリ、又明ヨリ明ニ出ルトハ此ノ人間ガ受戒ヲ持ムヿデアリ、又明ヨリ明ニ出ルトハ此ノ人間ガ受戒ヲ持ムコデアリ、又明ヨリ明ニ出ルトハ此ノ人間ガ受戒ヲ持ス様ニセネバナラヌ又次ニ暗ヨリ明ハ暗イ地獄カラ人間ヌ様ニセネバナラヌ又次ニ暗ヨリ明ハ暗イ地獄カラ人間

ヨシノ人ガアルシ生レテカラ異者ノ厄介ニナラヌト云 ル夫レガ阿含圣ニハ又タ七通リノ別ガアル、夫レハ同ジ 人間デモ達者ナ人ト弱ヒ者トアル、 イツモ御異者様ト中

【6 オ

実ニ面白イモノデ御嬢様デハ一円ヤ五十ガ無イ フヿガ新聞ニ書ヰテアルガドウ云ヿダチ尋ネタト云フ 池ノ娘サンガ番頭ニ云フノミ盗ダトカ金ガ無イトカ云 先年大坂へ行テ鴻ノ池ノ話ヲソコノ和尚ニ聞タガ鴻ノ 悲ナ人デアツタ 次ニ富貴ナ者ト貧乏ナ者ガアル私ガ ト云テ困ルト云ハ之レハ何故カト云フト「シワンボウ」ノ ヒ人ハ殺生ヲ犯シタ人デアル又短命ナ人ト長命ノ人ト 人モアル達者ナ人ハ前生ニ殺生ヲ慎ムダ人デアルシ弱 ハ長命ノ人ハ慈悲ノ深カツタ人デ若カ死スル人ハ無慈

放生ト云フテ物ノ命ヲ助ケル、東京デハ葬式等ニハ「ニガ 報イデ金持ニ成ルノハ惠ミ施シタ德ガ金持ニ成タノデ ナ人ヲ助ケテヤツタ人ガ小児ノ沢山アル人ニ生レル シ鳥」ト致シマス、随分喰フヿガ出来ナイデ死ヌト云フ様 レハドウ云フ理由カト云フト、小供ヲ澤山持テ居ル人ハ 次ニオ四番ニ子ガ沢山アル人ト少シモ無イ人トアル、之 アル、之レガ第三番目デアリマス

洞門における「説戒」について

次二人二馬鹿ニセラレルト恭マワレルトガアル、之レハ

何故カト云フト、敬バレル人ハ前生デ目上ノ人ヲ敬ツタ

聞ヲ得ルトアリ人ヲ悪口シタ人ハ此卋デ人ニ難クセバ

リ佛様ヤ神様ヲ拝ミ我慢高慢ヲセズニ恭敬拝礼ノ德デ

【 7 オ 】

此レニ付テ話ガアル、方々ノ御寺ニ「ビンズル」尊者ト云ノガ シマウテ居ルノダ折レル音ガボキ~~スル也 ゲテ御拝ヲスル其ノキニ、御前様方ノ我慢ガ皆ナ折レテ ヒデ立テ御拝ヲスレバ困難ダカラ座タ侭デ充分頭ヲ下 説教聞クノガ仕事ダカラ誠ニ結構ナヿダガ餘リ人ガ多 アルガ、アル時尊者ガ阿育王ニソウ礼拝ナサライデモ、 テ馬鹿ニセラル、シ又タ謙譲ナ人ハ人ニ敬マハレル、此 トカク頭ヲ上ノ方へソリカヘル様ナヿヲシタ人ハ此世 、此受戒ニ附テ七日間南無三世諸佛ト礼拝スルノト御 アノ人ハ于顚王ト云フ王様ノ家来ガ出家シタノデ

7 ウ

スルガヨロシイ 身ガダンへ~ト徳ノアガルノデアルカラ其ノ積デ礼拝ヲ 阿育王経ニ出テ居ル此ノ道理デー度御拝ヲスルノハ此 ハ一度礼拝スル心ニ王ノ德ガ上ルノミデ下ルコナシト ガ、ソレハ如何ナル理由デト問ハレタラ、王ガ云ハレル フデナイ上ルト云フヿデアルト尊者ニ申上ゲタラ、尊者 ロシイト云フタラ、阿育王ガ吾ガ礼拝シタトテ下ルト云

(誉の誤記)

第六番ニ此ノ名挙ト云ヿモ大ヘン 挙 ラレル人ト 挙メラ

レヌ人トアル、之レハ名学ノ髙イ人ヲロチヲ守タ人ハ好名

8オ

ハ各々其ノ分是丈ケニ徳ガツクノデアリマス
ヌ戒法ヲ守ルヿハ卋ノ中ノ金銭ヲ大事ニスル様ニスレ
此ノ身ヲ助ケヨウト思フタラ戒法ヲ守テ謹マネバナラ
コウ考ヘルト皆ナ各々ノ心カラ造リ出タノデアルカラ

8ウ

説戒 第二席

懺悔ノヿハ外カ~~ノ方ニ依頼シテアルカラ私ハ三皈戒

ノヿヲ、オ話シ致シマス、

フ、天竺デハ南無ト云ヒ、支那デハ、皈依ト云フ、日本デハ資南無ト云フヿハ頼ムト云フヿダ、国ガ異カラ言葉ガチガ

佛様ニ頼ムヿ、又皈依法离塵尊ハ法華圣ヤ花厳圣ノ様ナケテ下サイト頼ムヿ、ソレデ皈依佛無上尊托ノ上モナイ

御経ノコデ其ノ清浄ナル徳デ助ケテ下サイト頼ム、次ニ

皈依僧和合■尊ト云フヿハ髙祖承陽大師ヤ又タ他宗ノ

御開山様方及ビ佛ヶ御在世ノ十六羅漢様ヤ地蔵様観音様

9 オ

フ、開山様方ニ皆ナ和合ノ德ヲ以テ御助ケ下サイト云フナラヌ、和合ハ五人六人ノ人ガー処ニ成ルノヲ和合ト云ル、其ノ方々ニ頼ムノデアル、何デモ物ハ和合デナケ子バナンド又タ血脉ノ中ニハ七十九人ノ和合僧ガ書ヰテア

通リノフデ、今ハ佛様ト法ト僧ト此ノ三ニ皈依シテニタ心 南無皈依仏 南無皈依法 南無皈依僧 皈依佛魚 皈依 イデ、昔カラ貞婦両夫ニマミヘズ、忠臣二君ニ事ヘズト云 法竟 皈依僧竟 ト云フ此ノ意ト云フハニタ心ヲ持ナ 法意 皈依僧竟 ト云フ此ノ意ト云フハニタ心ヲ持ナ

9 ウ

グラツイテクル、災難ノ中ニツケコムテ進メラレテ天理 でラツイテクル、災難ノ中ニツケコムテ進メラレテ天理 がラツイテクル、災難ノ中ニツケコムテ進メラレルト胸底デ を関するが、カラカラドウカト人ニ進メラレルト胸底デ に行って、モラウタラドウカト人ニ進メラレルト胸底デ に行って、モラウタラドウカト人ニ進メラレルト胸底デ に行って、モラウタラドウカト人ニ進メラレルト胸底デ に行うツイテクル、災難ノ中ニツケコムテ進メラレテ天理

10 オ

ル方ガ面白クナツテクル

宗スルノモ近所憐リ

(隣の誤記

教ニ成テ手ヲ振ル羊ニナル、ソウスルト天理王ノ手ヲ振

(教の誤記)

聖徳太子様ガ十七憲法ノ第二条ニ

ト説テアル三宝デ無ケレバ凢夫ノ狂ンタ心ハ直ラナイ 篤敬三宝三宝者佛法僧也則四生之終皈万国之極宗〈云云〉

ヲ取リ調ベテ之レヲ無クテハナラヌト云フノデ憲法ノ

ト云フテアル、之レハ推古天皇様ノ御世ノヿデ其ノ時佛法

10 ウ

新イノヨリハ人ガ好カヌ、古イ方ガ、ヨヒノデアルガ、ドウ 物ニバカラ眼ヲチラツカス此処ニ居ル人ハ皆ナ古イガ ヒコツヲ云フテ佛法ヲ捨テタガルガ、ドウモイカヌ新イ 第二ニ御示シナサレタノダカラニタ心ロヲ持タナイ様 モ人情トシテ止ムヲ待ヌガ、私等モ此ノ文明ノ世ニ生レ ニシテモライタイ、近頃ノ人ハ佛法ニ付テ色々ナ悪ルロチヤ

常ニ尊イノデ天理教ノ〇佛法カラススンデ近頃コシラへ チマツテモヨイケレド天理ヤ耶蘇ヨリハ佛法ノ方ガ非 テ佛法ガ実際悪ルケレバ何ニモ一返坊主ニ成テモ止ツ

タノデアルガ学問ノ無イ人々ガコシラへタノデ夫レヲ学

11オ

文ハ佛様ガ因位ノキニ〇法ヲ求メル為メニ山へ御入リ (雪山童子ト云ファ アノ葬式ノドナンドニ書イテモラウ諸行無常ノ四句ノ傷 此ノ身ヲ投ジテ求メラレタ、ソレニ付テコウ云ヿガアル 未ダ尽キヌ、ソコデ此ノ佛法ヲ一句○偈ヲ求メル為メニハ 学問ヲシカ、ツテ此年五十五ダガ夫レ丈ケ学問シテモ 問ノ無イ人ハソコニ迷フノデ、私ハ十七ノ時カラ佛法

洞門における「説戒」について

居タソコテ雪山童子ガ今ニ句ノ文ヲ称ヘタノハ汝カト ソレ故ニ声ノシタ夕方ニ行テ尋ネアリクト、大キナ夜光ガ ナサレタ所ガ諸行無常是生滅法ト云フ声ガシタ、夫レデ考 ヘテ御覧ナサルトマダ下ノ句ガ無ケネバ意味ガ足ラム

11 ウ

躰ダヲ喰ツァクレト仰セラレタ、スルト夜叉ガ生滅々已寂 空腹ヲコラヘテ次ノ偈文ヲ聞カシテクレ、其ノ後ハ私ノ 肉ヲ喰ヒ物ニシテ居ルト云フ、ソコデ然ラバ、シバラクノ 仰セラレルト如何ニモオレダト云、ソコデ雪山童子ガド 其ノ血デ姿ウツクシイ岩ニ四句ヲ書キ印ルシ後世 滅為楽ト下ノ二句ヲ称ヘタ、ソコデ雪山童子ハ指ヲ喰切テ 物ニシテ居ルト御尋ネニ成ルト、夜叉ガオレハ人間ノ生 フニハ腹ガヘツテ云ハレヌト云フ、童子ガ汝ハ何ヲ喰ヒ ウカ其ノ次ヲ聞カシテクレト御頼ミニナルト夜叉ノ云 者ヤ又自分ガ来生デ此ノ偈文ヲ読ムデ利益ヲ蒙ル様ニ

12 オ

テクレト云フテ夜叉ノ□へ御入リナサレタ処ガ夜○▽ 冷法久住ノ為メニセラレ、 心ダ全クニ心ガ無イカラ役人ガ首ヲ切ラウト思テモ切 日蓮上人ハ南無妙法蓮華経ノ七字ノ法ヲ覚リ、之レヲ弘 タノデアツタ、コレハ佛様ノ話シデオボヘヌクヰガ彼 デナクシテ佛様ガ童子ノ心ロ変リガ無イカヲタメサレ 、ルニハ仲々大変デ首ヲ切ラレテモカマワント云フ決 ソコデサノ約束通リ此身ヲ喰

(令の誤記)

リナサレタ妙法ダゼウ此ノ佛法ハ三祇百大劫生死往来八千返シテ佛様ガ征レナンダコウ云ヮ有リ法ノ上ニハ及テモ折レテシマ

12 ウ

通リ四月八日ニ御生レナサレ二月+五日ニ御入涅槃ナサー ・ マシナサレタノ●ハ数是展リモ無イノデ皆ナ様が知テノー マシナサレタノ●ハ数是展リモ無イノデ皆ナ様が知テノー マシナサレタノ●ハ数是展リモ無イノデ皆ナ様が知テノー マシナサレタノ●ハ数是展リモ無イノデ皆ナ様が知テノー マシナサレタノ●ハ数是限リモ無イノデ皆ナ様が知テノー マシナサレタノ●ハ数是限リモ無イノデ皆ナ様が知テノー マシナサレタノ●ハ数是限リモ無イノデとサレニ月十五日ニ御入涅槃ナサルー ・ ロリの月八日ニ御生レナサレニ月十五日ニ御入涅槃ナサルー ・ ロリの月八日ニ御生レナサレニ月十五日ニ御入涅槃ナサー ・ ロリの月八日ニ御生レナサレニ月十五日ニ御入涅槃ナサー ・ ロリの月八日ニ御生レナサレニ月十五日ニ御入涅槃ナサー ・ ロリの月八日ニ御生レナサレニ月十五日ニ御入涅槃ナサー ・ ロリの月八日ニ御生レナサレニ月十五日ニ御入涅槃ナサー ・ ロリの月八日ニ御生レナサレニ月十五日ニ御入涅槃ナサー

13 オ

同ジコデ無イカト云フガ、豊太閤モワカラズヤ程コワイ 同ジコデ無イカト云フガ、豊太閤モワカラズヤ程コワイ 様が難行苦行ノ御修行ト聞テハ佛様テ人間デ呉レく〜モ 様が難行苦行ノ御修行ト聞テハ佛様テ人間デ呉レく〜モ 様が難行苦行ノ御修行ト聞テハ佛様テ人間デ呉レく〜モ

五日ニ死ンダデナイカト云フテモ皆ナワカラズヤノ云者ハナイト云タ、神ノ面モ見タヿノ無イモノガ佛ハ二月十

13 ウ

一 了デ佛様ハ十九出家八十入滅ヲ示サレタガ之レハ皆ナコデ佛様ハ十九出家八十入滅ヲ示サレタガ之レハ皆ナセが見セタリスル●情ノコワイ(強情)者ニハ死ンデ見セレテ見セタリスル●情ノコワイ(強情)者ニハ死ンデ見セル人が大事ノ娘サンヲ嫁入サセル羊ニ成テ充分仕事シテ何月幾日嫁入ト日迠定メテカラ風引キガ本デ死ンダみ親ガ気狂ノ羊ニナツテ私ガ行ツタラ其ノド途々発心シマシタト云フテ夫カラ大変信仰スル様ニ成タ、御涅槃象デモ沢山ナモノガナイテ居ルガ夫レガ皆御涅槃ニ遇象デモ沢山ナモノガナイテ居ルガ夫レガ皆御涅槃ニ遇象デモ沢山ナモノガナイテ居ルガ夫レガ皆御涅槃ニ遇りないスルノダ、ソレデ佛様ハ生キ死ヲシテ見セテ衆生済を発心スルノダ、ソレデ佛様ハ生キ死ヲシテ見セテ衆生済を発心スルノダ、ソレデ佛様ハ生キ死ヲシテ見セテ衆生済のでは、

(葉は衍字か)

14 オ

レタ之レハドウ云フ御尺迦葉様カト云フト一体御尺迦

迷ハヌ様ニ教へテ下サレ夫レデモ根性ノクサツタモノ 迷ハヌ様ニ教へテ下サレ夫レデモ根性ノクサツタモノ 迷ハヌ様ニ教へテ下サレ夫レデモ根性ノクサツタモノ 迷ハヌ様ニ教へテヤルとナク餅米五升ヌスン タ処ガ知レテ警察へ引揚ゲタ処ガ実ニ監獄へ入レルニ シノビズ〈云云〉ト云ガ有タ佛様ハ妻子モ王位モ一切捨テ シノビズ〈云云〉ト云ガ有タ佛様ハ妻子・王位モー切捨テ シノビズ〈云云〉ト云ガ有タ佛様ハ妻子・田位モー切捨テ シノビズ〈云云〉ト云ガ有タ佛様の妻子・田位モー切捨テ 洞門における「説戒」について

ハ気ガ付カヌカラ死ンデ見セラレタノデアルダカラ佛

14 ウ

/ 御恩ハ忘レテハナラヌ、自我偈ノシマイノ方ニ毎自作

シタラ此ノ衆生ヲ早ク成佛サセルヿガ出来ルカト、此 是念以何令衆生得入無上道速成就佛身ドウカシテ何ト

ガ佛様ノ御心配ヿデコ、ニ於テ御尺迦様ノ御見ハワカ

ルダロウ ヲ佛様ハ漁師デ衆生ガ魚デ魚ガ皈佛ノ鈎ヲ一トロチ呑 南無皈依佛ト云へバマチガヒナク助カルコ

バ自分ハ理屈モワケモワカラネド疑ヒ入レズ三皈ノ鈎 ヲグツト吞ミサヘスレバ御尺迦様ガ釣リ上ゲテ下サル

ノデ其ノ積リデ三皈戒ヲ称ヘテ費ヒタイ

今人ヨリ佛身ニ至ル迠デ餘ノ邪魔外道等ニ皈依セザレ

15オ

ト仰セツレテアルガ、 外ノ鈎ヲ飲デハダメダ

モーツ言フヿガアル、

ソレハ臨終ノコデ今ハマー老人ガ

ト云フドノコヲ御説キナサレテ眼蔵ノ道心ノ巻ニコウ「此ノ処文ニアラズ取意ナレに私ニ文ヲ挙タルノミ 先キへ死ヌモノト相場ヲキメテオイテ、凢ソ人間ガ死

云フテアル 云〃

コノ生ヲステ、イマタノチノ生ニウマレサランソノ

アイタモツ子ニコエモマス三宝ヲトナヘタテマツラ

ントオモウヘシ七日ヲヘヌレハ中有ニテ死シテマタ

中有ノ身ヲウケテ七日アリイカニヒサシトイヘトモ

七日ヲハスキスコノトキナコトヲミキクモサワリナ(ナの下にニの脱字)

15 ウ

キコト天眼ノコトシカ、ラントキ心ヲハケマシテ三

宝ヲトナヘタテマツリ南無皈依佛南無皈依法南無皈

破依僧トトナヘタテマツルコトワスレスヒマナクト

ナヘタテマツルヘシ〈云々〉〈乃至〉マタコノ生ノヲハルト キハフタツノマナコタチマチニクラクナルヘシ、ソノ

トキヲスデニ生ノヲハリトシリテハケミテ南無皈依

佛トトヘタテマツルヘシ〈云云〉ト

両目ニ暗ノ来ラムニハ之レコソ、此ノ卋ノ御暇乞ヒト覚悟

セネバナラヌ臨終ニ目ガ見へヌ様ニナルト腹ノ中ガ誠

二能ク見へル、一代五十年六十年ノ間働テ置夕善悪ガ浄

【16 オ】

玻璃ノ鏡ニ写ル、其ノ中ニ心配ヲシ始メル其ノ中ニ向フ

二火ガ見ヘタリ又タ水ガ見ヘタリ又タ冷シト思フタリ

ト説テアル 此ノ中眼ノ暗ム中ニコソ一心ニ無南皈依下上 暖ト思フタリスル魂ガ生レルヿヲ四通ノ愛ニ引カレル

佛~~ト三皈戒ヲ唱ヘネバナラヌ唱へ乍ラ息ヲ引キ取

ルノダ、又後生迠モ中有迠モタユマズ唱へヨヨト云フテ

(ヨは衍字か)

アル、ソレデ此ノ三皈戒ハ今生モ最モ大切ナノデ

アル今日ハ之レデ置ク

16 ウ

説戒 第三席

扨テ今日ハ三聚浄戒ト云ヿヲ話シマス之レハ善イヿヲ

愛知学院大学 教養部紀要 第67巻第3号

ソノ悪イコニモ八万千通リモ有ル、善ヒコト云へバ分ツ イガ夫レガ仲々大変ナノデ、チョ○シタ悪イヿ位イト思ガ シテ悪イヿヲ止メルヿデアル何モムツカシイヿデハ無

佛様ハ三祇百大劫ノ間ダ善ヲ修行セラレタ

夕様ニ思フガ仲々ワカラヌ

ニ浄シク持ツ、又タ私シ以上ニモ浄ク持ツ、之ンナコハ何

又タ其ノ意ヲ浄シク持ツト云ヿニモ色々アル、私シノ様

17 オ

マダ残ツテ居テハ戒法ガワカリ兼ネル ヒ早合点ヲシテハナラヌ、夫レデ昨日ノ三皈戒ノ話シヲ ンデモ無イ羊ナモノダガ夫レガ仲々ナンデモ無ナデナ

今ノ若ヒ者ガ佛様ハ木デ彫ムダモノダト云フガ甚ダ口 ノ悪イ話ダ或ル人ガ日蓮宗ノ御寺へ行テ南無妙法蓮華

圣ヲ小供ノ書ヒタ羊ナモノヲ声ヲカラシテ拝ムハ何ト

ヿヲ云フニチガヒナイ、又母親ハ小児ヲ育テルニ何ト云 出ヿダト云フタ話ヲ聞タ、若イモノガ母親ニ、ナマイキナ

テ佛様ノコヲ教ヘルカネ、 コンナヿハ年ョリハ善クワキ

マエテ置イテ家内中ニ教ヘテヤツテモライタイ

17 ウ

皆様ノ中デ先ニ死ヌダ娘ヤ夫ノ写真ヲ佛檀ニカザツテ ヤ木ヲ拝ムデ無ク眞実ノ佛様ヲ拝ム様ニナルノデアル ラ画像ヤ木像ヲ、 真実ノ佛様ハ目ニモ見エズ手ニモ触レルヿハ出来ヌカ 御檀ニマツ、テ拝ムノデアル、 拝メバ画

> 分チガヒガ無イ羊ニナル、 ナレバ親ノ顔ヲ拝ムト寸分相进ガナイ様ナ心ガ起ル、又 ケレ氏先徳方ガ大慈大悲ヲ以テ像ヲ写シテ末世ノ今日 ニ書タ佛様ヲ拝ムノハ其ノ中ニ眞実ノ佛様ヲ拝ムト寸 夫ナレバ夫ヲ拝ムトチットモカワラヌ気ニ成ル、ソレデ画 アルガ、ドウダ写真ハ物ハ云ハナイケレ氏其ノ写真ガ親 木像画像ハ眞実ノ佛様デハナ

18 オ

前ニ成テ居ル、其処ニ盲目ノ婆々デ非常ナ信心者ガ有タ アルガ、ソコニ国デ第一ノ宮様ガ祭テアル依テ土地ノ名 明治十三年ニ私ガ飛彈ノ国ヘヰッタ、ガーノ宮ト云処ガ ガヨロシイ、 ドノ写真ヲ眺メテ親ノヿ等ヲ思ヒ出スヿガ生前トカワ 迠ニ眞実佛様ヲ拝ム心ヲ起サセル為メデ、チヨト親ナン イツモ念佛申シテ居夕、南無阿弥陀佛~~トーッテバリデ 、道理自分モ羕知シテ又タ若イ者等ニモ聞カシテ置ク ヘガナイ気ニナルノデアル、 之レモ付テ話ガアル、私ガ実際見タヿダ 木佛画像モ亦然リデコウ云

(騨の誤記)

18 ウ ト御名号ト換へテ置タ徒ラ者ガ有タト見へ人ガ見ニ行

アツタ、夫レヲ或ル若イ者ガ「ナグツテ」ヤロウト思テ鼻紙

デ不思議ニモ婆々ノ眼ガ開テ眞実阿弥陀様ノ御相好御 デ若ヒ者ガ笑フテナブテ居タ処ガイツト無ク念佛ノ力

クト鼻紙ヲ壁ニ張リ付ケテ朝夕念佛ヲ申シテ居ル、夫レ

光明ヲ放チ玉フ婆ガ鼻紙ニ現ハレタ、

婆様ハ混シサノ餘

— 51 —

リ若イ者ニ告ゲタ処、徒ラシタ若イ者ガ大ニ断リ云フタ ト云コガアル、デ鼻紙カラ光明ガカヾヤキ婆様ノ目ガ開 ト云コガアル、デ鼻紙カラ光明ガカヾヤキ婆様ノ目ガ開 ク其ノ時分ハ未ダ私ト雲水デ四十人モツテダツテ拝ム ク其ノ時分ハ未ダ私ト雲水デ四十人モツテダツテ拝ム

必ズ御利益ガアルニ間違ヒ無イアハイケマセム ソレデマシテ佛像画像ヲ拝ムダナラテハイケマセム ソレデマシテ佛像画像ヲ拝ムダナラダガ鼻紙デモ拝メバ御婆ガ現ハレル皆ナ様聞キチガヘ

カラ小田原通ヒヲヤツテ梅毒デ足ガ立タヌ羊ニ成ツタカラ小田原通ヒヲヤツテ梅毒デ足が立タヌ羊ニ成ツタルガマダニ十四ノ時ニ小田原ノ向フニ早川ト云扁ノ海はガマダニ十四ノ時ニ小田原ノ向フニ早川ト云扁ノ海私ガマダニ十四ノ時ニ小田原ノ向フニ早川ト云扁ノ海がガマダニ十四ノ時ニ小田原ノ向フニ早川ト云扁ノ海がガマダニ十四ノ時ニ小田原ノ向フニ早川ト云扁ノ海がガマダニ十四ノ時ニ小田原ノ向フニ早川ト云扁ノ海がガマダニ十四ノ時ニ小田原ノ向フニ早川ト云扁ノ海がガマダニ十四ノ時ニ小田原ノ向フニ早川ト云扁ノ海が対すが

19 ウ

二与吉ヲ慰問シタ処ガ九十九日目ノ夜中ニ本堂ノ方カカラ此ノ与吉ガ改悔シテ若シ百日ノ御開帳ヲ因縁トシカラ此ノ与吉ガ改悔シテ若シ百日ノ御開帳ヲ因縁トシ小サイ小屋ヲ造テ与吉ハ鐘鼓ヲ打テ南無大悲観世音トリサイ小屋ヲ造テ与吉ハ鐘鼓ヲ打テ南無大悲観世音トリカラ此ノを対している。

洞門における「説戒」について

大声デ興吉へへト云フ声ガシタ処ガ驚テ立タ処ガ立テラ大声デ興吉へへト云フ声ガシタ処ガ驚テ立タ処ガ立テラ大声デ興吉へへト云フ声ガシタ処ガ驚テ立タ処ガ立テラ大声デ興吉へへト云フ声ガシタ処ガ驚テ立タ処ガ立テラ大声デ興吉へへト云フ声ガシタ処ガ驚テ立タ処ガ立テラ大声デ興吉へへト云フ声ガシタ処ガ驚テ立タ処ガ立テラ大声デ興吉へへいます。

20 オ

おおり、私のネイ海蔵寺ノ門口ヲ掃除シテ吉が皆ノ人ニ見セタ、私のネイ海蔵寺ノ門口ヲ掃除シテ吉が留礼ニ奉納スル額面ニ画ノ書タノヲ持テ来テ私ニ吉が御礼ニ奉納スル額面ニ画ノ書カラ話ヲ聞テ来タ与 とびは、本の、本テ見セタ、私のネイ海蔵寺ノ門口ヲ掃除シテ吉が皆ノ人ニ見セタ、私のネイ海蔵寺ノ門口ヲ掃除シテ吉が皆ノ人ニ見セタ、私のネイ海蔵寺ノ門口ヲ掃除シテ吉が皆ノ人ニ見セタ、私のネイ海蔵寺ノ門口ヲ掃除シテ吉が皆ノ人ニ見セタ、私のネイ海蔵寺ノ門口ヲ掃除シテ吉が皆ノ人ニ見セタ、私のネイ海蔵寺ノ門口ヲ掃除シテ吉が皆ノには、

石デ造タ佛サン、海カラ上ツタ、カキガラノ付タ様サンデモ

ス、木デモ石デモ画デモ何デモ一切ノ佛像ニ向テ信心ヲ

御利益ガアル只ダ〜〜信心ノアリナシニ依ルノデアリマ

20 ウ

ト云フ、冬ニナルト私ハ下田ノ方ノ小浦ト云フ処ノ寺を行ヲ遊バシタラ悪魔ガ退ゲタ故ニ修禅寺ヲ降魔道場を行ヲ遊バシタラ悪魔ガ退ゲタ故ニ修禅寺ヲ降魔道場を行ヲ遊バシタラ悪魔ガ退ゲタ故ニ修禅寺ヲ降魔道場を行ヲ遊バシタラ悪魔ガ退ゲタ故ニ修禅寺ヲ降魔道場を行ヲ遊バシタラ悪魔ガ退ゲタ故ニ修禅寺ヲ降魔道場を行ヲ遊バシタラ悪魔ガ退ゲタ故ニ修禅寺ヲ降魔道場を行ヲ遊バシタニをいるといった。

愛知学院大学 教養部紀要 第67巻第3号

へ行夕、 クニ掛テ皈ツタ処、 十六カラ東京ノ或ル上流ノ家へ見習ニ行ッタ処ガ、 其ノ寺ノ檀中ニ、伊三ト云人ノ娘ガ大変ナ信心デ 肺ケツカクニ成タ、東京中ノ医者ニ見 ロクマ

21 オ

皆々身ガ清メテ御佛檀ニ御灯ヲ上ゲテ読圣シタ夫レガ 居ルノニ大般若ノ声ガ聞コヘル馨子音ガ聞ユルノデ 三朝共ニ其通リデ有ツタ三朝目ニ母ガ私ノ処へ来テ私 ヲスル羊ニ云フテヨコシタ、処ガ修禅寺カラ廿里モ隔テ ダカラ最後ノ御祈祷ガシテモライタヒト云フタノデ私 ウ最后ト云フノデ、娘ガ云フニ、モウ之レデ全快ハセヌノ 捨ラレ死ヌナラ母ノ膝元デ死タイト云フヿデアツタ、 ^ 処へ頼ムデ来タカラ私ガ手紙ヲ書テ修禅寺へ御祈祷

(磐の誤記

ナト云コモ

礼ヲ云ヒニ参タノデ色々ノ話ヲ聞タガ何時死ムデモ病 人ハ大安心デ居ルトノコデアツタガ其翌日手ヲ合シテ

21 ウ

又昔シ支那ニハ母ノ位牌ヲ麁末シテ罸ノ当タ話ガアル 三ッモシタノダカラ何デモ信心ヲセネバナラヌ 夫レダカラ画ヤ木ノ佛ハ利益ガアルノナイノト云ワハ ズニ 安心シテ息ヲ引キ取ツタ、家内中大ニ喜ムデ信心ヲスル **又様信心セネバナラヌ、之レ位イ間チガヒノ無ヒ話シヲ** ガ夫レガマダ昨年 (大正二年ノヿ) 一月デアル、

之レハ名前ヲ書キ付ケタモノダカラ性ノアルモノデ無

ヰト云フノデ、妻ガ位牌ニ性ガアルナラヤイトヲスヱテ

見ヨト云フタ処ガ夫ガ止メルノモ聞キ入レズ邪見ナ妻 ガヤイトヲスヘタ、処ガ位牌ハ熱イトモ何トモ云ハヌガ

22 オ

慈雲尊者

名字ヲ聞 犬猫カ鼡ノ 父母三宝, 二梵網経り 類ハ佛像各 カスヲ夫レ ノ法語ノ中

巻ニ大小便ン カケテモツ体

三宝ハナイ物 シヤ〈云云〉 ノ境界ニハー向 当ラヌ彼等 ト思ヒ合スベシ

> 妻ハ座ツタ侭デ起ツヿガ出来ナンダ、 悔シテ御位牌ニ向テ御詫ビヲ申シタ処ガ足ガ起タト云 故ニ婦人ハ大ニ後

話モアル

ル邪見ナ人ガ多ヒ之レ等ノ邪見ヲ起スモ皆眞実ノ道理 川へ流シタリ石埤ヲ踏ミ石ニシタリ佛檀ヲ焼イタリス

此ノ様ナ話ハ外デハ無イ近頃邪見ナ人ガ在テ御位牌ヲ

ヲ恐レヌカラデアル、 之レニ付テモ

御維新ノ頃神佛分离トカ廃佛毀トカ云フヿガアツタ処

ガ御宮ノ内ニ佛法ノ物ガアルト引ズリ出シテ焼イタリ

又夕●寺ニ神様ノ物ガアルト持チ出シタリシタヿガア

22 ウ

様ニ染残金泥ノ法華圣ガ在タ、又タ佛像モ坊モ在タ処ガ ル、私ガ生レタ処ハ尾張ノ契田付近デアルガ契田

大薬師様ヲ引ズリ出シ割テ火ニ投ジ羊トシタ処ガ斧を

持夕侭デ死ンダリ又夕気チガヰニ成タリシタ、又法華圣

ヲ足ニ掛ケ火ニクベタガ文字ノ処丈ケ焼ケナイ其中ノ

人ハ皆契病デ死ムダ、其ノ焼ケ餘リガ今尚ホ名古屋辺ニ

出タヿガアル夫レガ私ノ隣寺ノ和尚ガ通ル処ヲをいは 少々餘テ宝物ニ成テ居ル其ノ時ノ大宮司ガ「オイはぎ」ニ

— 49 —

(毀の下に釈の脱字)

ぎ二出丼ノデ、トウ~~捕ハレテ見レハ大宮司デアルカラ (週の誤記 ノ人●実際殺気ガ満チテ居ル心得ヱネバナラヌ

周間座敷ロウニ入レテ居ヰタラ切腹シテ死ムダ

23 オ

シテハナラヌ 此レ皆ナ拙僧ガ見タ話ダカラ何デモ佛様々位牌ヲ粗末ニ 昔カラ、ユワシノ頭モ信心カラ夫レデ南

無皈依佛法僧スルノデアル

説戒 第四席

デナイ、 殺生戒ハ慈悲ジヤ道徳ノ進歩シタ中ハ人間ヲ殺サヌノミ 第一不殺生戒 鳥獣等ノ殺生モセヌ、進歩シタ道徳ノ上カラ云フ

ト一切ノ生物ノ命ヲ救フト云心ガ起ルノデアル、佛様ハ

出来ヌヿヲセヨトハ仰セラレヌ、戒法ニハ随方戒ト云フ

23 ウ

教へヲカルニ及バヌト云フカモ知レマセヌガ、ソウデナ コガアル人ト人トノ間ダ丈ケデモ守レバ不殺生ヲ守ル ノデアルガ夫レ丈位イノコハ法律デ制スルカラ佛ノ御

ハ法律カ行キ届カヌ、 イ夫レハ手デハ法律ガコワクテ殺サイデモ腹ノ中ノコ 処ガ腹ノ中ガ最モ大切ナノデ形ニ

顕ハレヌ精神上ノ殺生ヲ犯シテ居ル人ガ沢山アル夫レ

無理非道ノ無ヰ様ニ心掛ケルノデアル、ケレド新聞ナ ヲ固ク教ヘルノガ戒法デアル成ル丈ケ人ト々トノ間ダニ

洞門における「説戒」について

ドニハ無理非道ヤ殺生ノ記事ガ沢山出テクル又タ近頃

24 オ

デハ無ケレド実際ハ妙ナ処カラ如何ナル心モ起ルモノ 皆ノ衆ハ人ト人トノ間ダニ殺生ヲスル様ナ鬼ノ様ナ人

バナラヌ、何時起ルカワカラヌノガ人ノ心デアルソレヲ ダカラ二度ト起ラヌ様ニ今日限リニ封ジ込メテ置カネ

(イの誤記

決定メ置クノデアリマス

オ一番ニ殺生ヲスル者ヲ師匠トスルナト仰セラレタ殺 佛様ガ八人ノ悪ヒ師匠ト云フヿヲ御説ナサレタ其中ニ

デアル尺尊ハ因地ノ時カラ夫レヲヨク~~師匠トセヌ云 生ヲスル者ハ命ガ短カイ又小児ガ無イ○又タハ病気勝チ

云トアル、之レ等ノヿヲ考ヘルト仲々殺生ハ出来ヌ又タ

24 ウ

致シ方ガナイ、又タ地獄ト云へバーモニモ無ク青鬼赤鬼 様ニ思フ者モアルガ、ソウデナイ実際地獄ガアルダカラ 殺生ヲスレバ地獄へ落ル、 地獄ト云へバ、出タラメヲ云フ

ヤ釜ヤ火ノ車ノアルモノデナイト思ウガコレモソウデ

車ヤ針ノ山ガアルカト議論ヲシ掛ケタ、 大変怒ッタ、 ガ申サレルニ汝ガ如キ者ガチヨザイナト仰セラレタラ 夫レニ付テ支那ニ薬山禅師ト云人ガ在夕或ル大 エライケンマクテ、佛教デ地獄ト

云フガ実際火ノ ソコデ禅師ガ夫レ其ノ面ガ地獄ヲ造ルノダト スルト薬山禅師

云ハレタ処ガ学者ガ手ヲ打テ混ムダト云話ガアル

25 オ

様ニ思フニ居ルノデ誠ニナサケナイヿデアル ドウサ知朴モノハ〇アクセク思フテモ丸デ河向ノ火事ノ モ ラヌ 私等ガ 教へガ佛法ダ、殺生スル者ハ絶命デ最後ハ地獄ダ、夫レヲ 出シテ其ノ中へ隱居スルト同様、各々自分~~ノ身カラ造 テ其ノ中ニハイルノデアルソレヲヨク~~決定シテ置ク マイ、乗リゾコナイノ無イ火車デチヨゥド御蚕ガ自ラ糸ヲ 自分デ造テ自分デ乗ルコレ位間チガヒノ無ヒヿハアル

私ガ廿位ノ時ニ今壽ノ妙應寺ト云寺ニ修行ヲシテ居々 地獄へ落テ夫レガ縁起デ建立シタノデアル ヿガアル、其ノ妙應寺ト云フハ昔シ妙應信女ト云婆々ガ

25 ウ

夫レヲ殺シタリ又タ活カシタリ〇アラユル苦メニ遇テ居妙應〈\ト呼ファ モウタ、 タガ今ノ時ナラ三時頃ニモナツタト思フ頃ニ消ヘテシ ルマノアタリ等活地獄ヲ見タ大徹和尚ハ中坐禅ヲシテ居 ルト火ガ現ハレテソレカラ婆々ガ現ハレタ鬼ガ出テ来々 ムヲ不得辻堂デー夜ヲ明レタ処ガ辻堂ノニ夜ナカニナ リニヰツタ扁ガ法事中ダト云テ宿メテクレヌソコデ止 アツタ大徹ト云フ大徳ガ行脚シテ其ノ家へ一夜ノ宿ヲカ / 代官ノオフクロデアツタ、其老母ガ死デ中陰中ノヿデ スルト其ノ跡ノ草ガ焼ケテ居タノミデ何ニモナ

ソノ妙應婆様ハ天下無頼ノ根性ノ悪イ婆様テ有タガ昔

様ノ有リ様デ代官ガソレヲ見テ大徹ノ袖ニスガツテ、 夜ニ限ルマイ見届ケタ上デ汝ヲ所罸スルト云テ其晩ニ 見ルト妙應大姉トアツタ驚テ主人ニ前夜ノ話ヲシタ処 ナンドノ法會ヲ行フテ妙應大姉ヲ救フタ ムタ代官ハ腹ワタヲヱグル思ヒヲシタ夫レカラ施餓鬼 大徹和尚ト代官ト両人ガ辻堂ニ通夜シタ処ガ前晩ト同 ガ主人ガ大ニ立腹シ、タバカルノデ有ロウ実際ナレバー イ夜ガ曉ケテ代官ノ家へ御小食頂戴ニ行テ佛前位牌ヲ なき人も今葉佛尓なり尓けり 名のみ御ありてあけのしも露 其ドノ歌ニ

26 ウ

生ハ殊ニ悪イノデアル佛様ハ実ニ此ノ殺生スル人ガ、ヅ 脱シテモ次ニハ畜生ニ生レル、牛馬ニナルト重荷ヲシヨ 得テ家屋敷一切ヲ施物トシテ寄進シ寺ヲ建テ妙應寺ト レタソウデアル ンく〜悪道ニ落テ苦ヲ受ケルノヲ見テ修行ノ手本トナサ ワサレテ使役セラレテ、アゲクハ殺サレテ肉ヲ喰レル殺 二入ラヌガ実際アルノダカラ致シ方ガナイ其ノ地獄ヲ 云フ名ヲ付ケタ ソノヿヲ名古屋ノ華道ト云画書ガ此 ト 代官ハ母ヲ救フテ下サツタノヲ此上無ヰ御恩ト心 ^縁起ヲ書イタノガアル、 地獄バナシハ当世ノ人ハ気

27 オ

26 オ

何故ニ殺生ヲスルト絶命カト云フト、ソレハ天地間ノ道

理デアル、貴方ト私ト身モ心モ別ノ様デ有ルガ此身ハ四 風ヲ除タラ此身ハ皆無デアル今ノ学問デ原素ト云フガ 色々説明スルガ要約スレバ此ノ四ツデアル天地モ四大 ナリ心モカラダモ皆ナ同ジデアルノニ大小美醜色々別 々デアルノハ何故カト云へバ虫デモ魚デモ野菜デモー 切四大ノ外ニハ無イ夫レガ造リ方ニ依テ男トモ女トモ 又タ別品ニデモ、ヘチマニデモ皆出来上ツタ処ガチガフ ノデ品物ノ原料リヨハ同ジデアル

27 ウ

酉としや牛也うまととかれ連者

土のばけたる伏見人形

ヲ知ラヌカラ殺生ガ出来タモノダ拙僧ナンゾハソレヲ ヲ知ラヌカラ殺生ガ出来タモノダ拙僧ナンゾハソレヲ ヲ知ラヌカラ殺生ガ出来タモノダ拙僧ナンゾハソレヲ デー切土ノバケモノデアル、何デ此ノ通リバケルカト デー切土ノバケモノデアル、何デ此ノ通リバケルカト デー切土ノバケモノデアル、何デ此ノ通リバケルカト デー切土ノバケモノデアル、何デ此ノ通リバケルカト

28 オ

折テハ外ノ指モ思フ様ニナラヌ何デモ其ノ本ヲ知レバ知ツテ居ルカラドウモ殺生ガ出来ヌ、五本ノ指デモ一本

洞門における「説戒」について

ヨロシイ 次ニ ヨロシイ 次ニ コロシイ 次ニ

(元の誤記

第二不偸盗戒

ヌストヲスルナト、是ノ如キヿヲ云フト馬鹿ナヿヲ云フ

28 ウ

様デ尺迦之説法ノ羊ニ聞ヘルガ、大底ナ人ハ見セルワルキ、見ルトホシヰト腹ノ中カラ卋話ヤク、ソウスルト眼がモスルノデ、ヘタニスルト眼が悪イヿヲスル、他人ノ物デモ夫婦ノ中デモ兄弟デモ皆ナ此戒法ノ必用ガアル何デモ自分ノ身分相應ニ福分ガアル各々自分~~生レヌ已前カラ室ツテ居ル夫レズケハ自分デ使フヿガ出来ル自分ノ福ハ親デモ何デモ何トモ手が付ケラレヌー機様ハ夫婦位イ仲ノヨヒ者ハ無ケレド両人並デ寝テ居・下・中間デ夢ヲ見ルヿハ出来ヌ、又タ夫ノ病気ニ代理ハテモ中間デ夢ヲ見ルヿハ出来ヌ、又タ夫ノ病気ニ代理ハテモ中間デ夢ヲ見ルヿハ出来ヌ、又タ夫ノ病気ニ代理ハテモ中間デ夢ヲ見ルヿハ出来ヌ、又タ夫ノ病気ニ代理ハテモ中間デ夢ヲ見ルヿハ出来ヌ、又タ夫ノ病気ニ代理ハ

29 オ

夕親子デモ親ガ学者デモ子ガ馬鹿モアル饅頭ヲ分ケテ男女ハ女各々別々女ト女トノ中ニモ代ルコモ出来ヌ又勤マラヌ、ト仰セラレタ又タ妻ノ代リハ夫デ出来ズ男ハ

29 ウ

思召カラ此戒ヲ御説ナサレタノデアル思召カラ此戒ヲ御説ナサレタノデアル、処が自業自得ノ道理親ノ物●児ガ使ヘル様ナ気ガスル、処が自業自得ノ道理親ノ物●児ガ使ヘル様ナ気ガスル、処が自業自得ノ道理親ノ物●児ガ使ヘル様ナ気ガスル、処が自業自得ノ道理

で頭!〇毛ヲクリーへニ拔カレテシモウタ処ガ〇妾!処へ行タニハ黒ヰ毛ハ〇誠ニ見ニクイカラ拔ヰテクレト云フソコニハ黒ヰ毛ハ〇誠ニ見ニクイカラ拔ヰテクレト云フソコ御経!中ニ或ル人ガ〇二人!婦ヲ畜ヘテ居タ本妻!云フ鶴ノ足デ以テカモノ足ヲ補フヿハ出来ヌ

30 オ

ノデアル故ニ道理トシテー切他人ノ物ハ如何トモナシ 国なハ黒イ毛ヲ拔ク様ナモノデアル皆ナ無理ヲスル ヲ盗ムハ黒イ毛ヲ拔ク様ナモノデアル皆ナ無理ヲスル ヨケレバ甲ガ悪ルイ両人各々見方ガチガウ、親ノモノ のプログログラレテシモウタ コケレバ甲ガ悪ルイ両人各々見方ガチガウ、親ノモノ

云ヒ迷ヒト云フノデアル 次ニハニ毛ノ拔合ヒヲシテ居ル無理ノ仕合ヲスルノヲ犯戒トニ毛ノ拔合ヒヲシテ居ル無理ノ仕合ヲスルノヲ犯戒ト難ヒ♡之レ天地ノ理デアル白毛ヲ拔タリ黒毛ヲ拔タリ互

第三不貪婬戒

タガ甚ダ之レハ面白クナイ男女ノ道ガ乱レルト天下ガ男女ノ問ノコガ文明風西洋カブレト共ニ大分開ケテ来

30 ウ

7 ネバナラヌ、ソレデ時間無イカラ明日此ヿヲ話シマショ乱レル男女ノ間ニハ大ニ道ヲ守ラネバナラヌ餘程慎マ

第五日午後

第三不貪婬戒〈此時教授戒文読誦セラル〉ヲオ説 大レデ大分雑沓スルカラ細ヰ話ハワヤツイテト#モ出 来ヌデ大躰ヲ話シテ置ノデアル、デ各自ニヨク/ 思惟セ 来ヌデ大躰ヲ話シテ置ノデアル、デ各自ニヨク/ 思惟セ 来スデ大躰ヲ話シテ置ノデアル、デ各自ニヨク/ 思惟セ 来スデ大躰ヲ話シテ置ノデアル、デ格自ニヨク/ 思惟セ

31 オ

男女共ニ七通リノ心得ヲ御説ニ成タ、女ガ此頃男ノ上ニ此男女ノ道ハ男モ女モ皆ナ気ヲ付ケネバナラヌ、佛様ハトノ晩ニ話シヲスルヿニショウニ成タガ此ノ事ハ今日話シスル時間ガナイ、又タ三トルニ成タガ此ノ事ハ今日話シスル時間ガナイ、又タ三トル

男ヲ持ツ

31 ウ

ウデナイ喩へ百万ノ敵ニ打チ勝ツコハ出来テモ此ノ女 ウデナイ喩へ百万ノ敵ニ打チ勝ツコハ出来テモ此ノ女 欲男欲ニハ仲々勝テナイ、古今最モ難事デ彼々皆然リデ アル此辺ノコヲ微細ニ話スコガ出来ュ故ヨクノ、思惟セネバナ ラヌ ソコテ髙祖様ガ三輪清浄無所希望ト仰セラレ タ三輪ハ身口意ノ三ツデ身トロト意ト此三乍ラ即チ身 心共ニ区別ナク清浄ナノデアル只々男女等ノ假ノ形ニ迷フ ノデアル本トノ〜男女倶ニ無相デアル、実相デアル区別 リガ、多ノ人ガ皆其ノ假和合ノ姿ニ迷フ其ノ假形ニ迷ハルガ、多ノ人ガ皆其ノ假和合ノ姿ニ迷フ其ノ假形ニ迷ハルガ、多ノ人ガ皆其ノ假和合ノ姿ニ迷フ其ノ假形ニ迷ハ

32 オ

洞門における「説戒」について

一週間教順シテヤツト男女共ニ得心シタ 其時ニ説論ヲ願ヒニ来タ処ガ両ノ者ハ仲々聞キ入レヌトウくく説論ヲ願ヒニ来タ処ガ両ノ者ハ仲々聞キ入レヌトウくく

人間ハ夢ト答へヨ 合点カ

32 ウ

第四不妄語戒

此レカラ第四番目ニウソヲ云ヿナト云フ戒法此ノロチヲ【33オ】

軽ンジテハナラヌ、ウソモ方便ダナンテ云フヿハナラヌ

ソヲ云ヘバロチノ徳ヲ損スルスリロガロチノニニッシカホンマノコヲ云ハヌト云ノダ全クウエフ千ニーツシカホンマノコヲ云ハヌト云ノダ全クウエノ、仲々此ノコガワカラムテ

夫レハ口チニ徳ノ無イ者身ノ徳ノ無イ者ガ婢賤ナ身分ニセラレタ、身分ノヒクイ者ハウソヲ云フ様ニ出来テ居ル佛様ハ御経ノ中ニ妄語ヲ犯ス者ハ身分ノ底イ者ダト仰

33 ウ

成テ居ル身分ノヒクヰ者ハ人ガ、アイテニセヌ、アナタ方がウソヲ云へバ大変デアル処ガ下女下男ガ妄語シテモ罪が浅ヰ髙ガ下女ノ云フヿヲト云フテ人ガ取リ上ゲヌ罪が浅ヰ髙ガ下女ノ云フヿヲト云フテ人ガ取リ上ゲヌ身分ヲ引キ下ゲルノデアル親タルモノ夫タル者妻タル者ウソヲ云へバ一切ノ身ニ過ガカ、ル、小僧ト私トデモソウダ小僧ガウソヲ云へバ大変デアル大人ガウソヲ云へバすでモウソヲ云へバ大変デアル大人ガウソヲ云へバ対ッダ小僧ガウソヲ云へバ大変デアル大人ガウソヲ云へバ対家ニハ炎難ガ掛ル村デハ村長ガ妄語スレバ村ニ災ハ其家ニハ炎難ガ掛ル村デハ村長ガ妄語スレバ村ニ災

34 オ

難ガ掛ル村ノ内デモ車夫ヤ紙クヅ拾ヒガ妄語ヲシテモ

瓢
車カラ駒ガ出ル様ナアンバイニロェカラ佛様ガ出ルー災難ハ皆ナ此ノロェカラ出ルノデ此ノロェヲ眞直ニスレバ
以がカラ国ガ滅ビテシモウタ、ソコデ此ノ寺ニ御受戒ニ
国ハ妄語ヲセヌガ朝鮮ヤ支那ハ国王ガ始終妄語スルモ
国ハ妄語ヲセヌガ朝鮮ヤ支那ハ国王ガ始終妄語スルモ
国ハ妄語ヲセヌガ朝鮮ヤ支那の国王が始終妄語スルモ

スル者ガ無ヰ

言一言ニ御尺迦様ガ御一躰ヅ、御出マシニナレバ反拘

ヲ聞テ千人ノ首ヲ数珠ニシテ首ビニ掛ケルト天国ニ生印度ニ央掘摩羅ト云フ盗人ガ有タ邪見ナ悪イ宗教ノ教

34 ウ

人ノ首ヲ取テ第千人目ニハ満願ハ親ノ首デナケレバ願人ノ首ヲ取テ第千人目ニハ満願ハ親ノ首デナケレバ願が成就セヌ依テ今カラ親ヲ殺スト云キニ有ル人ガ佛様ガ成就セヌ依テ今カラ親ヲ殺スト云キニ有ル人ガ佛様ガ成就セヌ依テ今カラ親ヲ殺スト云アニニ申シ上ゲタ処ガ佛様ガ央掘摩羅ト名ヲ御呼ビニ成ルトスル処デアルガ佛様ガ央掘摩羅ト名ヲ御呼ビニ成ルトスル処デアルガ佛様ガ央掘摩羅ト名ヲ御呼ビニ成ルトスル処デアルガ佛様ガ央掘摩羅ト名ヲ御呼ビニ成ルトフト佛様ハ無量永劫ガ間ダ此ノ眞語実語ノロチノ徳ガ積シ悪ツテ居ル其ノ徳ニ依テ一言一句デモ善人ハ善ヲ増シ悪ツテ居ル其ノ徳ニ依テ一言一句デモ人ハ善ヲ増シ悪ニハ

35 オ

無イ佛様ノ戒法ハマダー~進デ髙イ道ガアル

戒文ニ

法輪本轉無剰無欠甘露一潤得眞得実也

(災の誤記

音声ヲ発スル之レガ皆実相デアル弘法大師モ声事実相とデアルガソレヲ自ラ御圣ニソムク様ニヒテ居ルとデアルロュア・強が円でアルカラのもはノ言葉が皆御圣ヤ陀羅尼ニ成テヲルとデアルロュア・のででは、おびというのでは、

(字の誤記)

ト云フテ居ラレルソレヲ自ラ妄語デ汚シテ居ル何デモ

口ェノ徳ハ染汚シテハナラヌ

35 ウ

第五不酤酒戒

ウ云フ話ガアル、箱根ノ向カフニ「ミクリヤ」ト云処ニ庄屋殿 サムト云テモ時ニ依テソウサマイラヌガソレニ付テコ ヿニナル、基教デハ酒ヲ飲マヌト云ガ佛教デモ酒ヲ飲ム 酒ヲ飲メバ男ノ道ヲ乱ス理屈ヲ付テ酒ニ飲マレサヘセネ バヨイト云フガ酔ハヌ酒ハナイ、一パイへ~ガ本デ大変ナ 婦人ガ酒ヲ呑メバ道ヲクズス貞ヲ破ブル基トナル男ガ ハ悪イデ成丈酒ハ飲マセヌ様ニセネバナラヌ、酒ヲ呑マ

36 オ

タイツモ半分酒ヲ飲マス用ノ無イ時ハ一本丈ケ飲マス ガ有夕其ノ人ガー代ノ間ダ妻ノ云フ通リニシタ妻ハ又

飲マセロウト云フタ処ガ少々妻ガ持テ来タ夫レヲ飲デ 通リデ有ツタ、其人ガ最后ニ今ハ死ヌト云フ場合ニ一本 用ノアルドハ半本ト云フ羊ナ風デアンバイデ妻ノスル シマウテ 辭丗ヲ書タ

生の我が楽しみも今日限り

さらば命も今世と尓積り

不酤酒デ此ノ迷ノ酒ヲ飲セル之レハ男ニモ女ニモアル シテ申セバ人ニ悪ル智慧ヲ付ケルガ悪ヒト云フノガ此 宜イガ大底●ウハ行カヌ故ニ飲メバ悪イ トコウ云風ナ酒ノ飲ミ方デイツモナイトコ積リナラバ 一轉メ髙ク

洞門における「説戒」について

36 ウ

中ニ身分ノ善イ婦人ヲ死シ一切ノ衣類金銀ヲサラツテ 夜ヲ乞フタ処ガ娘ガ一人有ラトウ~~養子ト成タ、シカル 殺シテ木曽ノ山奥へ隠レテ居夕処日暮シ或ル人家ニー アル其ノ事業ヲ果シタ人ガ越後ノ士族デ若イ時ニ人ヲ 其ノ寺へ二百年ヨリ前ニ参詣道ヲ(トンネル)付ケタ人ガ ト云ガアル夫レ迠ニハ谷川ヲ十何ケ通ラネバナラヌ ニ其家ハドロボウデアル、 ニ岸澤ヲ伴レテ行キマシタガ其ノ名所ノ一ツニ羅漢寺 ソレハ彼ノ豊前ノ国ニ耶馬溪ト云フ処ガアル五六年前 ガ妻ガ夫ニ悪智慧ヲカフタ話シガアル 毎日山盗ニ出ルノデ或ルド道

37 オ

家シ件ノ事業ヲトゲ大ニ懺悔ヲシ山ノ周違ニ〇五百羅漢 **丈ケノ衣類ナレバ頭ノ道具モ又頭ノ毛オ善カツタデア** 此ノ妻ノ羊ニ無明ノ毒酒ヲ夫ニ飲マシテハイカヌ ヲ建立シタ、上へ知レテ罪モユルサレタ〈云云〉 ラウ一切取テクレバ銭エ成ルノニ〇ト云タソコデ大ニ驚 皈夕処ガ其ノ妻ガ大変ナ悪人デ夫ニ向テ云フニハ此レ テ、コンナ女ト長クハソヘヌト大ニ悔悟シ九州へ下テ出

(囲の誤記)

自身ノ智惠ノ鏡ニ曇リヲ掛ケヌ様ニセネバナラヌ智惠

37 ウ

故ニ戒文ニハ

未将来莫教侵正是大明也

(殺の誤記

身ヲクヅサヌ羊ニセネバナラヌれ改復ガ出来ヌ困ツタモノデアル御相互ニ嫌悪ヲシテスルガヨイ之レガ容易ニまノ酒モ成ル丈ケ飲マヌ羊ニスルガヨイ之レガ容易ニましず掛ルト●然ニ人ニ毒酒ヲ酤ルノデアル、又タ御ニ

戒法之大意〈登檀心得〉

正眞ノ心ニ染汚が付クト妄語ヲ犯シ瞋ヲ起シ気チガフのでデ清浄デアルソレダカラ一切ノ戒ヲ犯サヌ処ガ其ノルロノ変ラヌ直心之レヲ本心ト云フ此ノ正直心ハ不ノ心ロノ変ラヌ直心之レヲ本心ト云フ此ノ正直心ハ不ノ心ロノ変テ

38 才

スポーツのルワセルト直ニ地獄へハイルノデアリマス何 フーツクルワセルト直ニ地獄へハイルノデアリマス何 フーツクルワセルト直ニ地獄へハイルノデアリマス、心 カスでのカルーでは、真正ナル心ノ話ヲスルノニ戒法ハ皆様ノ本心、本性、直心、真正ナル心ノ話ヲスルノニ戒法ハ皆様ノ本心、本性、直心、真正ナル心ノ話ヲスルノニがアル、ソレデ戒法ヲ受ケルノハ邪心ヲ除キ本ノ本心本性ニ立チ皈ルト云コナノデ戒法ハ自分ノ心ヲ狂ハセヌ為メ直心ニ安住スルコノ出来ルノガ戒法デアリマス、心為メ直心ニ安住スルコノ出来ルノガ戒法デアリマス、心為メ直心ニ安住スルコノ出来ルノガ戒法デアリマス何

チ佛ケ心デ無ケネバ極楽参リハ出来ヌ

別言葉デアル又タ能持否ト云フノダガ其ノキニ皆ナー 御言葉デアル又タ能持否ト云フノダガ其ノキニ皆ナー 御言葉デアル又タ能持否ト云フノダガ其ノキニ皆ナー 御言葉デアル又タ能持否ト云フノダガ其ノキニ皆ナー 御言葉デアル又タ能持否ト云フノダガ其ノキニ皆ナー

39 オ

処ニ直心ロコメテ能ク持ツト云フ此レヲ能ク持タネバルロノ狂フテ居ルノダカラ地獄へ落ル夫レデ皆ナ様ガシツカリト能ク持ツロ云ハネバナラヌ、ソコデ十六條戒シツカリト能ク持ツロ云ハネバナラヌ、ソコデ十六條戒が充分ニ顕ハレタラ佛様ニ成ルノデアル能ク持ツト云フドノ一念ノ直心が佛心デ之レが生々世々相続スルノフドノ一念ノ直心が佛が二成ルノデアル能ク持ツト云リ思出シタリ忘レタリシテ思と出シタトハ佛ケ心ロ忘レタドハ九夫漸々忘レルドガ少クナラネバナラヌソレデ今晩ハ何デモカラーパイ能持ト云フソレハ戒法ヲソレデ今晩ハ何デモカラーパイ能持ト云フソレハ戒法ヲソレデ今晩ハ何デモカラーパイ能持ト云フソレハ戒法ヲリンデーのでは、アルニアルニアルにある。

39 ウ

々ノタカラデ此ノ身ハ焼ケバ灰デアルガ此ノ能持ト誓タ戒発願シテ漸々ニ修行スルノデアルガ此ノ誓願ハ世々生

デ○極楽へ行クニハ心ガクルウテ居テハ行カレヌ直心即

38 ウ 洞門における「説戒」について

死ムデモ尽キナイノデアリマス之レヲ戒躰成就ト云フ 御受戒ノ大精神ヲ自我偈ニ説キ現ハシタモノデ生レテモ 所経諸劫数無量百千万億載阿僧祇等ノ常住法身モ即チ 法ノ徳ハ尽未○際失ハヌ瓔珞経ノ中ニ心無尽故戒亦無尽 ロシイ御受戒ノ徳ハーペン受クレバ死ムデモ尽キヌモ ノデ皆様ニムツカシイヿハワカラムデソウ心得レバヨ ト之レガ戒法ノ德デアル法華圣ノ壽量品ノ自我得佛来 ノダト覚エテ置クノデスゾ

40オ

法ガ傳ハツタト云フノデアルガ御受戒ノ傳ハツタ形チ 能ク持ツト云フド佛様ガ皆様ノ腹ノ中へハイル皆ナ様 ガ無イカラ紙ニ書タモノヲ授与スル夫レガ佛ノ大御心 ト皆様ト一枚ニナルソウ成ツテ初メテ血脈ヲ授カル戒 片ハ皆様ノ心ガ又タ佛様ノ腹ノ中へ宿ルソレ故ニ佛様 ノ心ハ离レく~デ善カツタリ悪ルカツタリスルガ受戒 デ無線電信ノ様ナモノジヤ夫レト同ジコデ南無皈依佛 方ノ腹ノ中へハイルノデハイラネハワカル物デナイ丸 イルノデアル、説戒デモソウデ一席~~ニ私ノ心ガ、アナタ ソレカラ血脈ヲ受ケルノハ皆ナ様ノ腹ノ中へ佛様ガハ

40 ウ

デモソウデアル佛様ノ桑ァ枝ヲ皆様ニツグノデアルソウ ヲ受戒デ授カルノハ「ツギ木」ノ様ナ物デ何デモソウデ桑 ト吾等ト万仭和尚様ハ其ノヿヲ御説キナサレタ、 御血脈

> スレバ皆様カラ佛桑ノ芽ガ出ル月舟様ハコ、ノ道理ヲ 生佛混然トシァ無外刹那前後自ュ円成ト御セラレタ、ソレデ皆様

藏ト云フ人ガアツタ其ノ銀藏ガ「チヨキ」ヲ患テ永ラク臥 御血脈ノ有リ難ヒヿハ、三嶋在ニ西有禅師様ガ五十位 バ枝ガツガレル各々自マ、ヲスレバ、ツギ木ガ損ズル ガムツカシイヿヲ知ラズトモ私ノ云フ通リニシテ居レ 時ダガ如来寺へ戒師様ニ来ラレタ如来寺ノ檀家ニ銀

41オ

テ居夕処ガ長ノ病人デ随分麁末ニアツカッタモノト見

様デ来ラレテ御願ヒニ来タ禅師様ガ仰シヤルニハ汝等 成夕何トシテモ病気ガ全快セヌ其時ニ西有禅師ガ戒師 々ト御祈祷ヤ法華ヲ勤メタガ若夫婦ハ心配シテ病気ト タガ又ヶ血ニ染マル何辺モ其ノ通リデ夫婦ハ心配シテ色 モ愚痴ヲ云フテ聞キ入レヌソレカラ銀藏ガ死ンデ葬式 銀藏ガ愚痴ヲ云フテ娘等夫婦ニ貴様○ニ逆退セラレタノ , 時ニ御供物ガ血ニ染マツタ不思議ダト云フノデ換へ 死デモ忘レヌゾト毎日ノ様ニ云フノデドレ丈詫ビテ

41 ウ

ヨリ懺悔スルガヨイ、爺父ニハ、オレガ詫ビ云フテヤルト

仰セラレ因縁脈ヲ造リ手紙ヲ書イテ授ケラレ夫婦ハ戴 ヿヲ聞タキニ如何ナヿヲ手紙ニ御書キニナリマシタト 一成テ居夕皆之血脈ノ功徳デアル、 ,血脈ト手紙ヲ墓ノ中 へ埋メテ皈夕所ガ御供物ガマッ白り 私ガ西有禅師様ニ此

(虐待か?)

愛知学院大学 教養部紀要 第67巻第3号

云フガ能ク持テナイガドウスル内へ皈テモ嫁ナドニソ夫レカラ今晩ノ御受戒ニ能ク持ツト云フキニ云フコハ

42 オ

カーウ、ソノコハ持ツコハ私トテモ完全ニハ持テナイガロウ、ソノコハ持ツコハ私トテモ完全ニハ持テナイガロウ、ソノコハ持ツコハ私トテモ完全ニハ持テナイガロウ、ソノコハ持ツコハへの頓誓漸修ト云フコダ今晩受ケテ置テ尽未来際此ノ戒ノ完全ニ持テル様ニケイコスルノデアル、今日受ケテ今日カラ佛ノ通リニ持テルモノボナイ各自ノ分相應精一パイ出来ル丈ケ持ツ之ヲ随分戒漸修ト云フ出来ナイコヲ、佛様ニウソヲ云フノデナイ頓誓スルノデアル 譬へバ第三不貪婬戒ヲ娼妓ニデモ授ケル夜分持テネバ昼丈デモ持ツ此ノコヲ佛様ニモモ授ケル夜分持テネバ昼丈デモ持ツ此ノコヲ佛様ニモモ授ケル夜分持テネバ昼丈デモ持ツ此ノコヲ佛様ニナレバ問フタ人ガアルガ出来ル丈持ツノデアル佛様ニナレバ

42 ウ

得ヌガ其ノ外ノ物非殺生セヌ様気ヲ付ケル、此ノ用宗へ心配スルニ及バヌ故分様出来ル丈ケ漸修スル不殺生戒シ持テバ蚕ヲカフヿガ出来ヌト云タラドウスル昼ハ殺生スル夜丈ケハ持ツ休ム間ッ丈デモ持ツ、又ッ蚕丈ハ止ムヲ 相應

行クト漁師バカリダガ殺生戒ヲ保ツト喰フヿガ出来ヌたフレガ漸修ノ法デアル、ソレデ心配ハイラヌカラー心ニンレガ漸修ノ法デアル、ソレデ心配ハイラヌカラー心ニシレガ漸修ノ法デアル、ソレデ心配ハイラヌカラー心ニ

43 オ

報者ダト喜バネバナラヌ其ノドニ私等が衆生佛ヲ受ク報者ダト喜バネバナラヌ其ノドニ私等が衆生佛ヲ受ク報者ダト喜バネバナラヌ其ノドニ私等が衆生佛ヲ受ク報者ダト喜バネバナラヌ其ノドニ私等が衆生佛ヲ受ク報者ダト喜バネバナラヌ其ノドニ私等が衆生佛ヲ受ク報者ダト喜バネバナラヌ其ノドニ私等が衆生佛ヲ受ク報者ダト喜バネバナラヌ其ノドニ私等が衆生佛ヲ受ク

43 ウ

一生忘レナイ様ニセラル、ガヨロシイ之レ諸佛ノミ子也ト唱ヘテ拝ムノデアル其ノ時ノ心ヲ

レバ即チ諸佛ノ位ニ入ル位イ大覚ニ同ゥシオハル眞トニ

第六不説過戒

第六日午后説戒

偖テモウ説戒モ終リデアルカラヨク聞カネバナリマセ

44 オ

ヲ破ルナト云フヿハ本心ヲ失フヿハナラヌト云フヿデヲ破ルナト云フヿハ本心ヲ失フヿハナラヌト云フヿデハ供ニ邪魔サレテ肝心ノ話ヲ聞テ置ナケレバ損ダ、人間が心ノ真直ナ片ハ馬鹿ナ酒ハ飲マヌソレ故ニ酒ト云フノガ乱レタ時ノヿデアル殊ニ酒ト云フヿモ窮屈ナモノデハナイガ考へ違ヘテハナイカヌ又タ佛教者が殺生戒ヲ持テバトテ国家ノ一大事ニ戦争が出来ヌワケデハナイ又タ佛法ノヿハ御圣が七千巻アルが皆ナ御互ノ心ノヿヲ説タモノデアル

オ六番目ニハ人ノ悪ヲ発キ口ェニスルモノデハナイ云コ

44 ウ

タトテ罪人ヲ造ルニ限ラヌノデ私ハアル新聞記者ニコ タトテ罪人ヲ造ルニ限ラヌノデ私ハアル新聞記者ニコ タトテ罪人ヲ造意シテ御座ル何モ人ノトガラ、カクレ シノ人ハ悪口ヲ注意シテ御座ル何モ人ノトガラ、カクレシノ人ハ悪ロヲ注意シテ御座ル何モ人ノトガラ、カクレシノ人の悪ロヲ注意シテ御座ル何を人ノトガラ、カクレシテニが、カーリカニカクス、〈云云)

洞門における「説戒」について

ノ何々大臣ハ小児ノ時ハ乞土坊主ダツタトカ何トカ、カト新聞記者ハ悪ルロチヲ云フノガ商買デナイガ、イヤ今ウ云フ話ヲ聞タ、大新聞記者ニ出世シタモノハナイ〈云云〉

【45 オ】

下人ノコヲ云へバ誰彼レ無シニ皆ナ幾分ハアル夫レヲ デ人ノコヲ云へバ誰彼レ無シニ皆ナ幾分ハアル夫レヲ 新聞屋ハ丸デ悪ルロェヲ商買ノ様ナ気ニ成テ居ル、日本デ 新聞屋ハ丸デ悪ルロェヲ商買ノ様ナ気ニ成テ居ル、日本デ ・悪イコダト知リ乍ラ悪ルロェヲ云ノデアル又タ悪イコ ラニ発クト云フノハ誠ニ罪ナ仕打テアル、又タ有ルキニ ハ裏面カラ注意ヲシテヤルノハ、慈悲ノ餘リ出ルコナラ レサリツカへハ無イ 下ハ高ヒガ底イト云フ徳ヲ欠テ居ル、地ト萬物ヲ載ル徳

45 ウ

ハアルガ高イト云徳ガ欠ケテ居ル婦人ハ男ノ徳ヲ欠 テ居ル皆様ハ家業ノコハヨク知テ居ル宗教家ハ商法ノ徳ヲ欠 テ居ル皆様ハ家業ノコハヨク知テ居ル宗教ノコハ欠ケ デ特長モ亦アル夫レヲ故ラ悪ルロ*比難スルノハ罪悪デ アル又心ガクルウテ居ルノデアリマス 此レ丈ケデナイ、マダー〜深イー〜意味モアルガ今ハ之レ丈 ケニシテ、ムツカシイコハ云ハナイ

愛知学院大学 教養部紀要 第67巻第3号

第七不自讚毀他戒

卋ノ中ハ何デモ人ヲ謗リテ自分ヲ驕ルモノデハ無イ、上

【46 オ】

を下モ限リガ無イ故ニ自讃毀他ハ道ニ叶ハヌ天地ノ道理ニソムク殊ニ心得ルヿハ佛法信者ノ中ニ自分ノ宗旨理ニソムク殊ニ心得ルヿハ佛法信者ノ中ニ自分ノ宗旨理ニソムクグデアル、私トテモ坐禅ノ道ヲ讃メテ、ヰバツテ見タイガ夫レハ道デナイ其ノ辺ノヿヲ謹マネハナラヌ昔シ日蓮上人ハ四ヶ格言ト云ヿヲ云ハレタガ其ノ真似シテ今日念佛無間ヲ云テ見タ処ガ外ノ宗旨ハ迷惑ダソンナ云ヒ方ナラ私共モ云ヒ方ガアル御尺迦様カラ迦葉様ト云風ニヅウト伝ハツテ来タノデ天竺カラ来タ真実ノ宗旨デアル外ノ宗旨ハヌ天地ノ道を那ヤ日本デ開イタ宗旨デアル、ダガ髙祖兼陽大師様ノ

46 ウ

私ハ人ニ先祖傳○ノ宗旨ヲ改フル○及バヌト云フテ進メル

47 オ

各宗共ニ自分~~ノ先祖伝来ノ宗旨ヲ守ルガヨイ何モ、各宗共ニ自分~~ノ先祖伝来ノ宗旨ヲ守ルガヨイ何モ、ナタ方ガ宗旨換へスル程ノ智惠ハアリヤシナイ、夫レハノコデアル三河尾辺デハ南無阿弥陀佛デナケニヤ助カレヌト云フテ進メル者ガアル、シ、又タ鎌倉辺デハ南無妙レヌト云フテ進メル者ガアル、シ、又タ鎌倉辺デハ南無妙レヌト云フテ進メル者ガアル、シ、又タ鎌倉辺デハ南無妙レストスフがガ之ハヌキニシテ、トニカク自分ノ宗旨ヲケノアルコダガ之ハヌキニシテ、トニカク自分ノ宗旨ヲケノアルコダガ之ハヌキニシテ、トニカク自分ノ宗旨ヲケノアルコダガ之ハヌキニシテ、トニカク自分ノ宗旨ヲウルニハ及バヌコタ

八家九宗どれをどれ俱皆是の色

柳葉緑 花葉紅

47 ウ

シタイノデ色ンナヿヲ云フテ自分ノ宗旨ヲホメル

48オ

大此ノ通リデアルガ、コ、ガ御釋迦如来ノ腹ノ大イ処デルノ(通リデアルガ、コ、ガ御釋迦如来ノ腹ノ大イ処デルルノ通リデアルが、コ、ガ御釋迦如来ノ腹ノ大イ処デルルノ通リデアルが、カースを持上ノ経ニハ他ノ経文ガ末世ニハ亡ビテモ此ノ圣ハ末世ノ一番末追デ残ル末代相應ノ教ダト書テアル、ソウ云フ風デ両方ガ全ク反対ニナツテ居ル又タ観音をヲ読ト地藏様デナケレバナラヌ様ニ書テアル、ドノ御経デモ皆地職様デナケレバナラヌ様ニ書テアル、ドノ御経デモ皆地職様デナケレバナラヌ様ニ書テアル、ドノ御経デモ皆地職様デナケレバナラヌ様ニ書テアル、ドノ御経デモ皆地職様デナケレバナラヌ様ニ書テアル、ドノ御経デモ皆地職様デナケレバナラヌ様ニ書テアル、ドノ御経デモ皆地域様でナイルデアルが、コ、ガ御釋迦如来ノ腹ノ大イ処デ

48 ウ

殊ニ有難イノデ地藏圣ヲ説ク中ニ観音デハ助カラムト 素ト云フテ他ノ佛ヲソシツテ無イ法花ニハ自我得佛 薬シテ他ノ薬師様等ヲソシツテ無イ法花ニハ自我得佛 薬ト云フテ他ノ佛ヲソシツテ無イ佛様ハコウシタモノ デ讃歎シテ夫レデ比較シテ他ヲソシツタ御圣ハ無イ之 レガ不自讃毀他戒デアル経文ト云フ経文ハ此ノ不自讃 毀他デ出来上ツテ居ル各自ノ宗旨通リデ宜シイカラ他 ナイ他ヲソシルハ私見デモ悪ルイ

第八不慳法財戒

【49 オ】

ネハ世ノ中ニ生キテ居ラレナイノデアル、誰レモ皆ナ此第八二ハ施シヲセヨ施ヲスルノガ人間ノ道デアル施サ

洞門における「説戒」について

ノ身ハ先祖ノ施シニ依テ立チ行クノデ此ノ躰ダハ親ヨリ全身ヲ施サレテ居ルノデ、米ヲ持テ生テタモノモナケリ全身ヲ施サレテ居ルノデ、米ヲ持テ生テタモノモナケカラ御布施ヲモラフヤラ素カラ赤飯ヲ蒸シテモラフ財モ智居ル七ツ八ツニナレバ学校デ学問ヲ施シテモラフ財モ智居ル七ツ八ツニナレバ学校デ学問ヲ施シテモラフ財モ智居・ルニック・アル、大タイ天地間ノ道理ガソウアルノデ成テ居ルノデアル、大タイ天地間ノ道理ガソウアルノデ

49 ウ

動物ト植物ト互ニ施シ合フノデ、タンソトチツソト互ニ施シ合ハナケレバ両方ガタチ行カヌ ソコデルソ人間トシテ施シヲ受ケヌト云フヿハ出来ヌ故ニ施と合ハナケレバ両方ガタチ行カヌ ソコデル大力引キニ五銭ヤ三銭コギル先生ガ酒ツギ女位ニ五十人力引キニ五銭ヤ三銭コギル先生ガ酒ツギ女位ニ五十人カ引キニ五銭ヤ三銭コギル先生ガ酒ツギ女位ニ五十人カ引キニ五銭ヤ三銭コギル先生ガ酒ツギ女位ニ五十人カリキへテヨイト思フ○若シ偽リテ沢山取レバ御本人ガソリ与へテヨイト思フ○若シ偽リテ沢山取レバ御本人ガソリテへテヨイト思フ○若シ偽リテ沢山取レバ御本人ガソリテへテョイト思フ○若シ偽リテ沢山取レバ御本人ガソレ丈徳ヲ損ズル迠デダ私ハ何デモコギラナイ、コンナコレ丈徳ヲ損ズル迠デダ私ハ何デモコギラナイ、コンナコレブによりは、

50 オ

位イハ心ノ持チ様デヨク出来ル

舛デモ三舛デモ施スガヨヒト云フテ聞シテカラ始メ頃私ガ進メテ施シヲ致サセ、年末ニ餅米ノ無イ様ナ者ニ五私ノ親戚ノ者ニ少々食ヒ物ヲ持ツテ居ル者ガアルノデ

愛知学院大学 教養部紀要 第67巻第3号

ハ無イ酒位イ飲ム夕所デ誰一人喜ブモノハナイ迷惑ス の対ププンへへ云フテ私ヲ不足ニ思フ様ナ向キガ有タソハ〇内ガプンへへ云フテ私ヲ不足ニ思フ様ナ向キガ有タソ 「何デモナイ年首ニーパイ飲ミ過ギタト思へバ何ノコ で〇何デモナイ年首ニーパイ飲ミ過ギタト思へバ何ノコ い無イ酒位イ飲ム夕所デ誰一人喜ブモノハナイ迷惑ス

(俵の誤記

50 ウ

ル者コソアレ誰レモホメヤシナイ、夫レヨリハ年越米ノ 五舛モ貧乏人ニ施シテ御覧ナサイ、影ゲカラ拝ガムデ居 ル長生キシタ所デ七十カ八十ダモノ夫レニコンナモノ (肉躰ノヿ) ヲ可愛ガツタ所デ何ニモナラヌ、利害得失ヲヨ ク(\弁別スレバ施シセズニハ居ラレナイ筈ノモノダ 仁徳天皇様モ三年間モ人民ニ御布施遊バシタガ 仁徳 天皇ニハ及バズトモセメテハ各々デ出来ル丈ケハ人ニ 施シタイト思フテ施シヲスルノガ、之レガ大和魂ト云フ モノデアリマス

第九不瞋恚戒

ウテナイタゾウデ、母親ガ私ノカンシヤクヲ大変心配シンシヤク」持チテ、赤ン坊ノ時分ニデモ手足ヲビリ〈~フル此レカラ腹ヲ立テルナト云ヿデ、私ハ小児ノド大変ナ「カ【51オ】

テ直ル様ニト云フノデ魚肉ヲ断ッテ佛様ニ頼ムデ下サレ

タソウデ、夫レガ為メニ母ハ非常ニ苦労ヲシテ、私ガ七ツタソウデ、夫レガ為メニ母ハ非常ニ苦労ヲシテ、私ガ七ツタソウデ、夫レガ為メニ母ハ非常ニ苦労ヲシテ、私ガ七ツタソウデ、夫レガ為メニ母ハ非常ニ苦労ヲシテ、私ガ七ツタソウデ、夫レガ為メニ母ハ非常ニ苦労ヲシテ、私ガ七ツ

51 ウ

カ●ンシヤクヲ起セバ、家内中デモ敵ノ様ニ成テシマウカ●ンシヤクヲ起セバ、家内中デモ敵ノ様ニ成テシマウカラ拵ヘルノデ考へテ御覧向フカラ起サセルノデハナイ、私ガ、カンスジヲ立テル物ダカラ向フモ又タ立テルノイ、経ガ、カンスジヲ立テル物ダカラ向フモ又タ立テルノフハ 侯語ニ

犬ガ川ノ中ニ犬ガ居ルト居テ橋ノ上デワン~~云テ居ル第、(ヤコト ソントスネレバ、スネツテカへス泣モ笑フモ吾レ次

52 オ 処ガ腹ヲ立テルドハ大底ハ州ンナモノデス

ル戒法デアルカラ、ニコイ〜笑テ暮サネバナラヌガイノ無イ話デアル、唯ダ心ロノ持+様次第デアルカラ向ガイノ無イ話デアル、唯ダ心ロノ持+様次第デアルカラ向ガイノ無る話デアル、唯ダ心ロノ持+様次第デマルカラ向

西有禅師様ハ家内安全ノ妙陀羅尼ト云テ

タヿガアル、歴史ヤ其外カ甚深ナ道理モ沢山話シタイガ オンニコく〜腹ヲ立チマイゾヤソワカ ト仰セラレ

マア之レサオク、

第十不謗三寶戒

52 ウ

御受戒ニ付テ御座ル各々デ三宝ヲソシル方ハアルマイ

之レモ深イ意味ヤ話スヿハ沢山アルガ、之レテ止メマシ

以上説戒十六條終り

大正三年四月七日朝課罷満戒之日

受戒功徳ニ付テ

扨テドナタモ御受戒ハ之レデ満足致シマシタ道ノ悪イ

ノニ御皈リニ成ルノハ気ノ毒デアリマスガ、ドウ○ショウ

ガアリマセヌ、今日ニ成テ御話シスルコモ無イ様ナモノ

ダガ御受戒ノ功徳ニ付テ少シ斗リ御話シマス

53 オ

御尺迦様ノ御在世ニ醉婆門ト云フガ有タガ有ルド大変(婆の下に羅の脱字)

酒二醉テ佛様ノ処へ来テ出家サセテクレト云フタ、ソコ

処ガ舎利弗ヤ阿難尊者ハ此婆羅門財頭ヲナグラレタヿ デ佛様ガ阿難ニ命シテ剃髪シ戒ヲ授ケテ袈裟ヲ掛サセタ

ガアルグライデ誠ニ邪見ナ者デアルソコデ舎利弗ガ室

二入テ観ジテ見ルト万年億年ノ末ニモ出家スル因縁ガ

洞門における「説戒」について

ニ成タカト問テ見ルト此ノ者ハ出家ノ因縁ガ無イ今マ ナイ前ニモナイ故ニ佛様ニ何故是者ヲ出家ヲ御容シ

酒ニ醉テ微心ヲ起シタ、 一ペンコウシテ置ケバ之レガ因

縁ニ成テ後ニハ出家シ又タ觧脱ノドモアル〈云云〉ト仰セ

53 ウ

ラレタ、醉婆羅門ハ酒ニ醉タマギレニ得度ヲシタガ醉ガ

サメタラ頭ガ剃テアル又タ袈裟ョ掛テ居ル、ソレデ驚テー

ゲテシマウタ、酒ノ勢ヒデー寸ト頭ヲ剃テモ此ノ通リ有

タナラバ此ノ功徳ハ未来際尽キヌノデ〇此ノ後チハ掃除 ^難ヒ因縁トナル、マシテ此ノ通リ信心ヲ起シテ受戒シ

ガ肝心デ朝モ晩モ念ヲ入レテ掃除セネバナラヌ、私トテ

云へバ朝夕佛前デ礼拝スル、其ノ拝ミ方ハ我昔所造ヲ唱 モ掃除ヲ怠タレバ塵ガタマル、然ラバドウシテ拂フカト

ヘル皈依佛皈依法ナンド称ヘテ充分掃除スルノデアリマ

ス、之レカラ内へ皈レバ直ニ手ニモ足ニモ目ニモ塵ガ付 (家の誤記か?)

54 オ

クノデ懺悔文三皈ノ文ヲ唱ヘルノガ清浄ニスルノデ

清浄ナノガ御受戒ノ精神デ之ノ清浄ヲ日日掃除シテ保

護セネバナラヌ其ノ清浄ナ手足ヲ●テ終日治生産業ノ

就クニモ懺悔三皈ヲ唱ヘルソウスレバ悪イ夢ヲ見ヌ其

修行ヲスル、ソウシテ夜モ亦懺悔三皈ヲ唱ヘル、又タ床ニ

、筈デ清浄ノ佛様トカハラヌ身ニ成テ卧ル、朝モ亦其

通リ毎日く~コウ云風ニヤツテ居レバ、イツ何時無常ノ風

54 ウ

何ナル非常ガ有テモ大丈夫ナ鎧ヲ著ル様ナモノデ大切何ナル非常ガ有テモ大丈夫ナ鎧ヲ著ル様ナモノデ大切維喩譬圣ノ中ニ先帝ヲ殺シテ王位ニ就タ人ガ有タ、有ル羅漢様ガ定力ヲ以テ見玉フニ王ハニ週間ニ死シテ地獄へ落ルヿガ知レタ、依テ王ノ之ニ別テ其ノヿヲ申シ上ゲへ落ルヿガ知レタ、依テ王ノ之ニ別テ其ノヿヲ申シ上ゲ南無佛ヲ唱サセ玉へト進メタ、所ガ王ハ其ノ通リ昼夜三飯ヲ唱ヘテニ週間ノ後命終レタソウシテ閻魔様ノ所へ別テ三皈文ヲ唱ヘタ、所ガ自分モ亦地獄ノ罪人モ皆ナ地獄ノ苦ヲノガレテ天上界ニ生レタト云ヿガアル、之レ皆ナ三皈戒ノ尊重ナ所以デアリマス皈依三宝ノ中ニ一切ナ三皈戒ノ尊重ナ所以デアリマス皈依三宝ノ中ニ一切

55 オ

夫ニモ妻ニモ朋友ニモ混バセル道ノアルノガ三宝ニ御 デアリマス善シモ悪シモ一切時一切処三皈ノーテンバリ デアリマス善シモ悪シモ一切時一切処三皈ノーテンバリ デヨロシイ、如何ナル災難ガ来テモ又タドンナ幸福ガ来 デ居テハイカヌ受戒ハ今ノ身デ今世後○ヲ安全ニスル道 テ居テハイカヌ受戒ハ今ノ身デ今世後○ヲ安全ニスル道 デアルカラ心ヲ清ク家業ヲ励ムガ宜シイ親ニモ君ニモ

恩感謝デアリマス 此ノ道理ヲ 髙祖ハ

日日ノ生命ヲ等閑ニ費ヤサ●ヾラムト行持スル也

55 ウ

油断ナク御受戒ノ光明ヲカ、ヤカシテモライタイイコハ出来ヌ心ロノ持チ様一ツテ其日⟨〜ノ同シコヲ仕「デラ清浄が持テル、夫レガ御恩感謝ノ道デアル「ナイト外ノ人が受戒ノ悪ルクチヲ云ヒマス、充分心得テナイト外ノ人が受戒ノ悪ルクチョ云ヒマス、充分心得テル、大の大がでは、から、おいいのでは、から、おいいのでは、から、おいいのでは、から、おいいのでは、から、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、

大正三年十一月廿三日夕再校畧終 蘆垣閑人

56 オ

跋文

映スル取意ニ過ギス包璧ニ非也自う映スル取意ニ過ギス包璧ニ非也自う

恐レトスル処也唯ダ 丘老漢ノ大鐵

56 ウ

漢ニシテ在家老若ニ対スルド如上

所ニ若シ迫ン人一人デモ戒光信ノ如キ飴ノ如クニ甘キ寧々恠トスル

受ノ助縁トモナラムカ依テ御前事

ヲ顧ミズ改写シテ冊トナス者

也矣

于時大正三年十月卅日夜